

特定業者との随意契約に関する
調査特別委員会

最 終 報 告 書

令和 7 年 1 月 24 日

目 次

ページ

表紙	1
目次	2
特定業者との随意契約に関する 調査特別委員会（百条委員会）の最終報告にあたり	5
1 調査の趣旨	6
2 調査特別委員会の設置及び調査事項	
(1) 設置の決議	6
(2) 委員会名称及び構成	6
(3) 調査事項	6
(4) 調査権限	6
(5) 調査期限	6
3 委員会の開催状況	6
4 証人の出頭等	
(1) 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項	10
(2) 書面による尋問を求めた者、証言を求めた事項	17
(3) 参考人として出頭を求めた者、意見等を求めた事項	20
5 記録、資料の提出	
(1) 地方自治法第100条第1項の規定により提出を求めた記録 及び提出状況	22
6 委員派遣	39
7 監査及び結果報告の請求	39
8 調査の内容及び委員会としての判断	
(1) 随意契約の集計	39
(2) 上下水道課	40
(3) 都市政策課	40

(4) 産業課	4 0
(5) 住民生活課	4 4
(6) 学校教育課	4 8
(7) 生涯学習課	4 8
(8) 企画財政課・会計課	4 8
(9) 株式会社エス・ティ・産業	4 8
(10) 公益通報	4 8
(11) 八野副町長	4 9
(12) 新川町長	4 9
(13) 法令遵守体制や決裁権者の責任	4 9
 9 総括（最終報告）	5 0
 10 証言拒否等	
(1) 証人の出頭拒否、参考人の出席拒否の状況	5 2
(2) 証人の証言拒否の状況	5 2
(3) 虚偽の証言、自白の状況	5 2
(4) 記録の提出拒否の状況	5 2
(5) 宣誓拒否の状況	5 2
 11 告発	
(1) 告発の状況	5 2
(2) 告発の取下げ	5 2
 12 調査経費	
(1) 調査経費に関する議会の議決状況	5 3
(2) 経費支出額	5 3
 13 その他	5 3
 添付資料	
令和4年度・5年度・6年度業者への支出件数と 上位5社の件数と金額（水道、下水道会計を除く）	5 4
令和4年度・5年度・6年度業者への支出件数と 上位5社の件数と金額（下水道会計）	5 5

特定業者との随意契約に関する調査特別委員会に対する申し入れ	56
(築上町長 新川久三)	
町長の申し入れに対する回答について	58
証人出頭請求書（第11回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会）	
に係る申立について	61
(元産業課長 古市 照雄)	
証人出頭請求書に係る申立についての回答について	62
秘密会形式に対する意見表明について及び質問状	63
(株式会社 エス・ティ・産業代表取締役 繁永 千榮子、繁永 哲也)	
意見表明、質問状に対しての回答について	66
刑法の抜粋	68
入札談合等関与行為の排除及び防止並びに	
職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律	70
監査及び結果報告の請求について	71
随意契約に係る事務手続きについて	112

特定業者との随意契約に関する調査特別委員会（百条委員会）の最終報告にあたり

特定業者との随意契約に関する調査特別委員会（百条委員会）は、令和7年6月18日に設置となりました。委員会は、委員会設置の6月18日から12月15日までに計30回の委員会を開催しました。

当調査特別委員会は、証人喚問等の調査を行い、現状の課題や問題点を明確にし、町民の皆様から信頼される町にするために調査をしてきました。

当初は、1者に多くの随意契約が集中しているのではないかということ、業者と職員の癒着の公益通報を対応してもらえなかつたこと、もしかすると不正かもしれない契約があるということでした。

調査を始めると、株式会社エス・ティ・産業との契約が、件数・金額ともに非常に多い事や、分割発注の疑いや、整合性の無い書類や、つじつまの合わない説明などがありました。町長をはじめ執行部の皆さんに事実を知つて頂き、間違つた手続きがあれば、一日も早く職員の方々に間違つた事務などをしなくていいように事務改善などが出来ればと思ひ進めて参りました。

我々に対し、誹謗中傷もあります。おかしいと思わることを調査し、おかしいと言って、それを非難されています。「無駄な事をやってる。」「職員を攻撃している。」「選挙がらみだ。」「いやがらせだ。」など言われています。

百条委員会では、誰かをおといれるような、思ひでやるのではないと常に委員で話していました。面白くもないし、心も痛みます。しかし、委員全員、住民のため、職員のため、嫌われても疑惑に対し、指摘をしなければという思ひで調査をしてきました。

説明員は公開で、証人喚問は非公開でと当初決定をしていました。議会は基本公開が原則です。ただ、証人喚問は「偽証罪」が適用されます。証人の負担やプレッシャーを考えれば、非公開の方がという考え方で、傍聴者を入れない秘密会とし、内容については後日公開していました。しかし、新川町長から証人喚問を公開でとの申し入れがあり、町長と協議をし、職員の証人喚問は公開で行う事になりました。職員の負担を考えれば、傍聴者のいない秘密会で行う方が職員のプレッシャーが少なかったと思っています。

また、前産業課長古市氏や株式会社エス・ティ・産業代表取締役繁永氏・社員繁永氏（連名）より公開での申し入れがありましたので、公開としました。

証人喚問等を公開で行うためユーチューブの配信なども行うことにしていました。報告書については、公開での申し出がない証人や係長以下の職員は、イニシャルで掲載するようになりました。法人についても、公開での申し出がない場合は、イニシャルでの掲載としています。

調査特別委員会の報告が、築上町にとって改善の一つになればと期待しています。町長をはじめ執行部の皆様には、毅然とした対応で問題解決し、行政処分や刑事告発、損害賠償請求も同時に検討すべきと考えます。住民の皆様から信頼されるまちづくりができるこことを期待します。

特定業者との随意契約に関する調査特別委員会 委員長 武道修司

1 調査の趣旨

令和7年6月の第2回築上町議会定例会において、特定業者との随意契約が異常に多く確認されており、競争性・公平性・透明性を確保する観点から、地方自治法第100条に基づき、関係職員及び関係者に対して証言や資料提出を求めることが出来る調査特別委員会を設置し、事実関係の解明をはかるとともに、再発防止策を講ずることが必要であると判断し、当委員会が設置された。

2 調査特別委員会の設置及び調査事項

(1) 設置の決議

「特定業者との随意契約における公平性の調査に関する決議」

令和7年6月18日、令和7年第2回築上町議会定例会において全会一致で可決
(議員3名が除斥、1名が退席)

(2) 委員会の名称及び構成

名 称 特定業者との随意契約に関する調査特別委員会

定 数 6人

委 員 委員長 武道 修司
副委員長 宗 裕
委 員 工藤 久司
委 員 田原 宗憲
委 員 池亀 豊
委 員 吉元 健人

(3) 調査事項

随意契約の公平性

随意契約の手続き

随意契約の経緯

(4) 調査権限

地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を「特定業者との随意契約に関する調査特別委員会」に委任。(令和7年第2回築上町議会定例会)

地方自治法第98条第2項の権限を追加。(令和7年第3回築上町議会定例会)

(5) 調査期限

調査が終了するまで、議会の閉会中も調査を行うことができる。

3 委員会の開催状況

	日時・場所	協議内容
第1回	令和7年6月18日（水） 定例会本会議休憩中 及び本会議終了後	委員長・副委員長の互選 次回の委員会開催日時の決定
第2回	令和7年6月24日（火） 午前10時から	委員会の運営に関する事前確認事項について
第3回	令和7年7月1日（火） 午後1時から	調査について（上下水道課） 説明員の出席について
第4回	令和7年7月4日（金） 午前10時から	契約事務手続き及び随意契約について 企画財政課課長 椎野説明員 上下水道課の資料説明 上下水道課業務係 Y説明員 上下水道課課長 福田説明員
第5回	令和7年7月11日（火） 午後1時から	提出資料の確認 都市政策課の事務について
第6回	令和7年7月18日（金） 午前10時から	都市政策課の資料説明 前都市政策課住宅管理係 O説明員 都市政策課住宅管理係 N説明員 前都市政策課課長 首藤説明員
第7回	令和7年7月22日（火） 午前10時から	産業課の資料説明 産業課課長補佐 下田説明員 産業課課長 北代説明員
第8回	令和7年7月29日（火） 午前10時から	証人喚問 シダックス T証人 シダックス Y証人 町職員 K証人
第9回	令和7年8月1日（金） 午前10時から	住民生活課の資料説明 住民生活課リサイクル施設 E説明員 住民生活課R D F 施設 N説明員 住民生活課課長補佐 内山説明員 住民生活課課長 西田説明員

第10回	令和7年8月5日（火） 午前10時から	学校教育課の資料説明 前学校教育課係長 N説明員 前学校教育課課長 鍛治説明員 生涯学習課の資料説明 生涯学習課係長 N説明員 前生涯学習課課長 尾座本説明員
第11回	令和7年8月8日（金） 午前10時から	証人喚問 シダックス O証人 産業課課長補佐 下田証人 前産業課課長 古市証人 株式会社エス・ティ・産業 代表取締役 繁永証人 株式会社エス・ティ・産業 社員 繁永証人
第12回	令和7年8月18日（月） 午前10時から	事務処理の説明 前企画財政課課長 M説明員 会計管理者兼会計課課長 石井説明員
第13回	令和7年8月22日（金） 午前10時から	証人喚問 上下水道課業務係 Y証人 住民生活課課長補佐 内山証人
第14回	令和7年8月28日（木） 午後1時30分から	証人喚問 前産業課課長 古市証人
第15回	令和7年9月2日（火） 午前9時30分から	・中間報告について ・議事録のHP掲載について (係長以下イニシャル表記)
第16回	令和7年9月3日（水） 午前10時から	証人喚問 元都市政策課住宅管理係 U証人 上下水道課業務係 T証人
第17回	令和7年9月8日（月） 午前10時から	証人喚問 副町長 八野証人 町長 新川証人
第18回	令和7年9月25日（木） 基地対策特別委員会終了後	・今後のスケジュール ・議事録について ・監査請求について

第19回	令和7年10月3日（金） 午後3時から	・監査請求について
第20回	令和7年10月22日（水） 事務打ち合わせ終了後	・今後のスケジュールについて ・証人喚問について
第21回	令和7年10月31日（金） 午前10時から	証人喚問 株式会社エス・ティ・産業 社員 繁永証人 住民生活課リサイクル施設 E証人 産業課課長補佐 下田証人
第22回	令和7年11月6日（木） 午前10時から	・今後のスケジュール ・証人喚問について
第23回	令和7年11月14日（金） 午前10時から	随意契約に関する事務手続きについて 総務課 課長 鍛治説明員 企画財政課 課長 椎野説明員 前企画財政課 課長 M説明員
第24回	令和7年11月18日（火） 午前10時から	随意契約に関する事務手続きについて 参考人（説明を含む） 副町長 八野参考人
第25回	令和7年11月25日（火） 午前9時30分から	随意契約に関する事務手続きについて 参考人（説明を含む） 築上町長 新川 久三
第26回	令和7年11月28日（金） 午前10時から	最終報告書の作成について
第27回	令和7年12月1日（月） 午前10時から	最終報告書の作成について
第28回	令和7年12月2日（火） 午前10時から	最終報告書の作成について
第29回	令和7年12月3日（水） 午後4時から	最終報告書の作成について
第30回	令和7年12月15日（月） 総務産業建設常任委員会終了後	最終報告書の作成について

4 証人・参考人の出頭等

(1) 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項

シダックス T証人

○出頭を求めた日時

令和7年7月29日（火）

午前10時

○証言を求めた事項

- ・令和4年度・5年度の起案書の作成について
- ・日常の事務処理について
- ・令和4年度のクローラ車（液肥散布車）の修理の起案について

シダックス Y証人

○出頭を求めた日時

令和7年7月29日（火）

午前10時30分

○証言を求めた事項

- ・令和4年度のクローラ車（液肥散布車）の修理の起案について

築上町職員 K証人

○出頭を求めた日時

令和7年7月29日（火）

午前11時

○証言を求めた事項

- ・起案書の作成について
- ・令和4年度のクローラ車（液肥散布車）の修理について
- ・焼却場施設と液肥センター施設の運営について
- ・日常の事務処理について

産業課課長補佐 下田証人

○出頭を求めた日時

令和7年8月8日（金）

午前10時

○証言を求めた事項

- ・修理の伺いを上司に行う前に、工事が完了をしていることはありますか。
- ・随意契約の設計書（仕様書）作成は、どの業者に依頼していますか。
- ・先日お聞きした九電工の担当者の名前は、分かりましたか。
- ・令和4年のクローラ圧力ポンプ修理、オーバーホールの業務と事務処理は適正に行われていますか。

- ・業者施工の工事写真を業者の代わりに撮影したことはありますか。
- ・随意契約等の事務書類の起案書は、起案者が作成していますか。令和4年度・5年度は、元職員のT氏が多くの書類を起案しますが、代わりに作成をしたことありますか。
- ・見積書の開封は、係の職員と行っていると先日言われてましたが、令和4年度・5年度は、元職員T氏と開封されてましたか。
- ・令和5（2023年）年1月頃より有機液肥製造施設（第1）設備運転委託業務を株式会社エス・ティ・産業に委託するようなことを繁永氏と話しましたか。

シダックス O証人

○出頭を求めた日時

令和7年8月8日（金）

午前11時

○証言を求めた事項

- ・2024年1月25日に職員K氏が、八野副町長に対し、内部告発（公益通報）を行ったことはご存じですか。また、それ以前に古市前産業課長に内部告発（公益通報）を行ったことはご存じですか。
- ・八野副町長が職員K氏に対し、「今までの上司がいい風に言っていない。今までの上司全員に文書を書かせる」と言い、下田課長補佐に文書を書くように連絡をしたことは知っていますか。
- ・クローラ圧力ポンプ交換やオーバーホールが適正に行われていると思しますか。
- ・令和4年の10月19日から12月2日まで一ヶ月以上散布が出来なかつた事がありましたか。（コマツの液肥散布車）
- ・業者施工の工事写真を代わりに写したことはありますか。また、業者以外の人々が写真を写していたところを見たことがありますか。
- ・下田課長補佐と株式会社エス・ティ・産業の繁永氏とT工業株式会社のA氏が、液肥センターの事務所内で話しをしていたところを見たことがありますか。
- ・一つの業者が複数の見積書を持参したところを見たことがありますか。
- ・株式会社エス・ティ・産業の繁永氏から「液肥センターの運転業務の仕事で、エス・ティ・産業に来ないか。いい給料を出すから」と言わされたことがありますか。
- ・令和5年（2023）年1月頃より有機液肥製造施設（第1）設備運転委託業務を株式会社エス・ティ・産業に任せるような話しを、産業課下田課長補佐と繁永氏が話していたことを知っていますか。

前産業課長 古市証人

○出頭を求めた日時

令和7年8月8日（金）

午後1時

○証言を求めた事項

- ・現在休職中の職員のK氏より内部告発(公益通報)の話しがあったと思いますが、当時どのように処理されましたか。・
- ・元職員のT氏が起案者となっている多くの書類が、起案していなかった事実を知っていましたか。
- ・液肥散布車（クローラ車）令和4年11月の圧力ポンプ交換の履行確認の検査をしていますが、下田課長補佐とT氏立会で検査をされましたか。履行確認年月日に間違いは無いですか。
- ・下田課長補佐がいろいろな修理等で、修理完了後に伺いの書類を作成していたということはないですか。
- ・職員の時（生涯学習課長、産業課長の時代）に株式会社エス・ティ・産業の繁永氏と飲食をしたことありますか。

株式会社エス・ティ・産業 代表取締役 繁永証人

○出頭を求めた日時

令和7年8月8日（金）

午前11時

○証言を求めた事項

- ・会社はどのような目的で設立されましたか。
- ・株主は、どなたですか。
- ・設立は、どなたの考えですか。
- ・当時、配偶者の方が築上町役場の職員だったと思いますが、焼却施設の仕事を受ける話をしましたか。
- ・配偶者の方は、いつ株式会社エス・ティ・産業に入社されましたか。
- ・有限会社F社から株式会社エス・ティ・産業に管理業務が移行されてますが、有限会社F社とはいつどのような話しをされましたか。
- ・当時、株式会社エス・ティ・産業の仕事の実績はありましたか。
- ・当時の人員配置と現在の配置はどのようにになっていますか。
- ・建設許可はいつ取得されましたか。
- ・重複請求や架空請求をしたことがありますか。

株式会社エス・ティ・産業 社員 繁永証人

○出頭を求めた日時

令和7年8月8日（金）

午後 2 時 30 分

○証言を求めた事項

- ・会社はどのような目的で設立されましたか。
- ・株主は、どなたですか。
- ・設立は、どなたの考えですか。
- ・当時、築上町の職員だったと思いますが、焼却施設の仕事を受ける話をいつされましたか。
- ・株式会社エス・ティ・産業には、いつ入社されましたか。
- ・有限会社F企画から株式会社エス・ティ・産業に管理業務が移行されてますが、有限会社F企画とはいつどのような話しをされましたか。
- ・平成28年2月当時、株式会社エス・ティ・産業の仕事の実績は何かありましたか。
- ・当時の人員配置と現在の配置はどのようになっていますか。
- ・建設許可はいつ取得されましたか。
- ・重複請求や架空請求をしたことがありますか。
- ・R D F 施設、リサイクルセンター業務管理と施設修繕費等
液肥センターの散布車（クローラ車）の修繕費
(R 4. 1 1 圧力ポンプの交換)
- ・他の業者の見積書を自社の見積書と一緒に持参したことがありますか。
- ・令和5（2023年）年1月頃より有機液肥製造施設（第1）設備運転委託業務を株式会社エス・ティ・産業に委託するようなことを産業課下田課長補佐と話しましたか。

住民生活課課長補佐 内山証人

○出頭を求めた日時

令和7年8月22日（金）

午前10時

○証言を求めた事項

- ・管理委託業務と施設修繕業務の関係について
- ・株式会社エス・ティ・産業とT工業株式会社との関係性について
- ・業者と職員の交流等の関係性について
- ・修理等完了後の起案について
- ・株式会社エス・ティ・産業に対する年間の管理委託費の増額の経緯について

上下水道課業務係 Y証人

○出頭を求めた日時

令和7年8月22日（金）

午後1時

○証言を求めた事項

- ・ポンプの購入と修理が違う業者の理由について
- ・毎年実施している自家発電機のオイル交換について
- ・分割発注が疑われる案件について
- ・業者と職員の交流等の関係性について
- ・緊急な修理等の事務処理（起案等）について

前産業課長 古市証人

○出頭を求めた日時

令和7年8月28日（木）

午後1時30分

○証言を求めた事項

- ・内部告発（公益通報）で告発について
- ・散布車（クローラ車）令和4年11月の圧力ポンプ交換の履行確認の検査について
- ・職員時代の（生涯学習課長、産業課長の時代）株式会社エス・ティ・産業の繁永氏との飲食について
- ・液肥施設運転委託業務の契約について

前都市政策課 U証人

○出頭を求めた日時

令和7年9月3日（水）

午前10時

○証言を求めた事項

- ・分割発注と思われる契約があるが、説明を畳処分手数料と床工事
- ・業者の選定は、どのように決めているのか
- ・修理金額の妥当性の判断について
- ・ベランダ清掃、ネット修繕、フロア張替え、畳撤去などの基準額の設定は、どのようにしているのか
- ・99,000円が多い理由

上下水道課 T証人

○出頭を求めた日時

令和7年9月3日（水）

午後1時00分

○証言を求めた事項

- ・毎年実施している自家発電機のオイル交換について
- ・分割発注と思われる契約があるが、説明を

- ・業者の選定は、どのように決めているのか
- ・修理金額の妥当性の判断について
- ・椎田北部浄化センターの流入ポンプ交換と西高塚下水処理場の放流ポンプ 交換の業者の違う理由
- ・ポンプの購入と設置を分けた理由

八野副町長

○出頭を求めた日時

令和7年9月8日（月）

午前10時

○証言を求めた事項

- ・調査特別委員会の中間報告を聞いて、どのように思われましたか。
- ・現在休職中の職員のK氏より内部通報（公益通報）の話しがあったと思いますが、なぜ対応をされなかったのか。
- ・RDF施設・リサイクル施設の契約手続きを繁永氏が退職時になぜ行ったのか。
- ・施設修理などで、株式会社エス・ティ・産業とT工業株式会社の2者での見積りが多いが、なぜですか。
- ・液肥製造施設の管理業務委託を株式会社エス・ティ・産業とT工業株式会社の2者で入札をしていますが、なぜですか。
- ・その他（準備なしで答えられる質問）

新川町長

○出頭を求めた日時

令和7年9月8日（月）

午後1時

○証言を求めた事項

- ・調査特別委員会の中間報告を聞いて、どのように思われましたか。
- ・第三者委員会で調査をされると発言されてましたが、いつから、どのような体制で、どのような内容を調査されますか。
- ・RDF施設・リサイクル施設の契約手続きを、繁永氏が退職時になぜ行ったのか。
- ・液肥製造施設の管理業務委託を株式会社エス・ティ・産業とT工業株式会社の2者で入札をしていますが、なぜですか。
- ・現在休職中の職員のK氏からの内部通報（公益通報）をどのように思っていますか。
- ・その他（準備なしで答えられる質問）

株式会社エス・ティ・産業 社員 繁永証人

○出頭を求めた日時

令和7年10月31日（金）

午前10時

○証言を求めた事項

- ・液肥散布車（クローラ車）圧力ポンプ交換修理の日付（日報と起案書）の違いについて
- ・有機液肥製造施設（第1）設備運転委託業務の業務委託契約、有機液肥製造施設（第2）設備運転委託業務の業務委託契約について（契約前の相談等）
- ・有機液肥製造施設の人員配置について
- ・清掃センターの時間外・休日出勤と工事（修理）時間の関係について

産業課課長補佐 下田証人

○出頭を求めた日時

令和7年10月31日（金）

午後1時

○証言を求めた事項

- ・液肥散布車（クローラ車）圧力ポンプ交換修理の日付（日報と起案書）の違いについて
- ・有機液肥製造施設（第1）設備運転委託業務の業務委託契約、有機液肥製造施設（第2）設備運転委託業務の業務委託契約について（契約前の相談等）
- ・有機液肥製造施設の人員配置について

住民生活課リサイクル施設 E 証人

○出頭を求めた日時

令和7年10月31日（金）

午後3時

○証言を求めた事項

- ・リサイクルセンターの修理時の対応について
- ・リサイクルセンターの残業について
- ・リサイクルセンターとR D F 施設の修理の対応について
- ・作業日報の作成について

(2) 書面による尋問を求める者、証言を求める事項及び回答

住民生活課 S係員

○書面による尋問を求めた日及び回答日

令和7年10月24日（金）発送

令和7年11月4日（火）回答

○証言を求める事項及び回答

【質問事項】

令和4年度、5年度、6年度の起案書は、すべて作成されましたか。

自分の考えですか、それとも誰かの指示ですか。

指示があった場合、どなたの指示ですか。

【回答】

年間計画表に基づき、自分で作成しました。

また、緊急の案件の場合、上司に相談した後に私が作成している場合もあります。

【質問事項】

業者の書類の日付の記入は、誰がしていましたか。

（空白で来ていたと思われますが。）

【回答】

通常、財務規則に定められた契約締結期間内に契約を行っています。

業者によっては、日付を空欄で出していくこともあるので、その際には職員が記入を行なっています。

【質問事項】

ごみクレーン用操作レバー取替の修理と下請負について（R5.4 起案）

実際の工事日と書類の日付が、違う理由を教えて下さい。（指示があった等）

【回答】

詳細については、自分が担当していないのでわかりかねます。

【質問事項】

RDF施設破袋機刃替工事の修理と下請負について（R6.10 起案）

実際の工事日と書類の日付が、違う理由を教えて下さい。（指示があった等）

【回答】

当初は年間予定表に基づき、破袋機の刃替工事を行なう予定でした。

しかし、見積収期間に現場担当者から破袋機が故障した可能性があるとの報告があり、緊急対応が必要な案件となりました。

そのため、上司の指示を仰ぎ、緊急対応が可能な業者に依頼を行ないました。

その後、故障箇所及び補修内容が不明だったので、早急に破袋機の分解作業を

行なってもらい、状況確認をしました。その後に契約作業を行なったため、事後処理となり工事と契約の日付が異なることとなりました。

住民生活課 内山課長補佐

○書面による尋問を求めた日及び回答日

令和7年10月24日（金）発送

令和7年11月4日（火）回答

○証言を求めた事項及び回答

【質問事項】

時間外・休日出勤とエス・ティ・産業株式会社の修理工事等の整合性はありますか。

ある場合は、証明する書類と説明をお願いします。

【回答】

日報に記載のある範囲での確認しか出来ませんが、R4～6までのエス・ティ・産業の補修工事と休日出勤分に関してはすでに提出しております資料の通りです。

時間外出勤・休日出勤は支給しておらず、委託料を月額として支払う契約となっており、時間単位で委託料を精算する契約とはなっていない為、業務時間がわかる資料はありません。

【質問事項】

業者の書類の日付の記入は、誰がしていましたか。

【回答】

契約書の日付を空欄で提出する業者もいます。その際は職員が日付を記入します。

【質問事項】

ごみクレーン用操作レバー取替の修理と下請負について（R5.4起案）

実際の工事日と書類の日付が、違う理由を教えて下さい。

【回答】

ごみクレーン用操作レバーについては、レバーが故障し、動かなくなりました。ごみクレーンが動かなければごみ処理が出来ません。緊急補修であったため、緊急で補修ができる業者に依頼しました。

補修を優先し、事務処理が事後処理となつた為、工事日と書類の日付が違っています。

【質問事項】

RDF施設破袋機刃替工事の修理と下請負について（R6.10起案）

実際の工事日と書類の日付が、違う理由を教えて下さい。

【回答】

見積収期間中に現場から破袋機が故障した可能性があるとの報告がありました。緊急対応が必要となった為、緊急対応が可能な業者に依頼をしました。その後書類作成を事後で行った為工事日と書類上の日付が異なることとなりました。

S S 株式会社

○書面による尋問を求めた日及び回答日

令和7年10月24日（金）発送

令和7年11月4日（火）回答

○証言を求めた事項及び回答

【質問事項】

築上町との関係について

【回答】

施設内天井クレーンの点検整備の依頼。

【質問事項】

T 工業株式会社との協力関係について

【回答】

請負取引基本契約書を交わしている協力会社です。

【質問事項】

ごみクレーン用操作レバー取替の修理と下請負について（R5.4起案）

上記工事の見積書に日付を記入しなかった理由を教えて下さい。

ごみクレーン用操作レバー取替を、工事前にT 工業株式会社が、準備をしていたと聞いていますが、間違いありませんか。

【回答】

見積書の日付は築上町担当者からの指示で日付を記入しませんでした。

T 工業株式会社より操作レバー取替依頼がありましたので施行しましたが、工事前に準備されてたかは、弊社は分かりません。

T 工業株式会社 A 氏

○書面による尋問を求めた日及び回答日

令和7年10月24日（金）発送

令和7年11月4日（火）回答

○証言を求めた事項及び回答

【質問事項】

クレーン用操作レバーの修理と下請負について（R5.4起案）

上記の御見積書、工事請負契約書、工程表、主任（監理）技術者実務経歴書、主任（監理）技術者選任通知書、工事写真帳、完成届、納品書等の日付を記入しなかった理由を教えて下さい。

クレーン用操作レバーを工事前に準備していたと聞いていますが、いつ、誰の指示で、どこが準備をしていたかを、教えて下さい。

【回答】

日付等は最初からですで解りません。

クレーン用操作レバーの見積り提出後にR 5年1月中旬頃に、築上町清掃センターの補佐からクレーン用操作レバーの購入の依頼があり購入手配しました。T工業株式会社が購入しました。

【質問事項】

R D F 施設破袋機刃替工事の修理と下請負について（R 6. 10. 21 起案）

上記の御見積書、工事請負契約書、工程表、主任（監理）技術者実務経歴書、主任（監理）技術者選任通知書、工事写真帳、完成届、納品書等の日付を記入しなかった理由を教えて下さい。

上記の書類は、誰の指示でいつ提出をしましたか。

【回答】

日付等は最初からですで解りません

契約書がきたので、工事請負契約書・主任（管理）・技術者実務経歴書・主任（管理）・工事写真帳、完成届・納品書等に捺印をしていつも通り提出した。

【質問事項】

この工事以外の書類作成においても同様の処理（日付を記入しない書類作成）がありましたか。

【回答】

日付等は最初からですで解りません。

（3）参考人として出頭を求めた者、意見等を求めた事項

八野副町長

○出席を求めた日時

令和7年11月18日（火）

午前10時

○意見等を求めた事項

- ・随意契約の件数について
- ・見積り書の開封作業の手順や検査手順について
- ・令和4年10月19日起案

有機液肥製造施設 クローラ圧力ポンプ交換について

- ・令和5年令和5年4月4日起案
クレーン操作レバーの取り替え工事について
- ・令和6年10月21日起案 追加令和6年11月18日起案
R D F 施設破袋機刃替工事について
- ・分割発注について
例)
令和5年2月22日起案 フロア張替修繕 同日請求
令和5年2月28日起案 疊撤去 同日請求
上記2件ともに同一業者
 - ・業者から提出される書類の日付は、空白で依頼し職員が記入することは、適正か
 - ・R D F 施設の修理をエス・ティ・産業株式会社が行っているが、運転業務委託の支払いと重複していないか。

新川町長

○出席を求めた日時

令和7年11月25日（火）

午前9時30分

○意見等を求めた事項

- ・随意契約の件数について
- ・見積り書の開封作業の手順や検査手順について
- ・令和4年10月19日起案
有機液肥製造施設 クローラ圧力ポンプ交換について
- ・令和5年令和5年4月4日起案
クレーン操作レバーの取り替え工事について
- ・令和6年10月21日起案 追加令和6年11月18日起案
R D F 施設破袋機刃替工事について
- ・分割発注について
例)
令和5年2月22日起案 フロア張替修繕 同日請求
令和5年2月28日起案 疊撤去 同日請求
上記2件ともに同一業者
 - ・業者から提出される書類の日付は、空白で依頼し職員が記入することは、適正か
 - ・R D F 施設の修理をエス・ティ・産業株式会社が行っているが、運転業務委託の支払いと重複していないか。

5 記録、資料の提出

- ・地方自治法第100条第1項の規定により提出を求めた記録及び提出状況

(1) 令和7年6月20日請求分

【提出を求める記録】

- ①令和4. 5. 6年度の課室局ごとの業者への支出件数と上位5社と件数（金額）
上記のうち
 - 10節 需用費 (06 施設修繕費) 業者への支出件数と上位5社と件数（金額）
 - 10節 需用費 (07 物品修繕費) //
 - 12節 委託料 (01 施設管理委託料)
 - (02 保守点検委託料) //
 - (07 業務委託料) //
 - 14節 工事請負費 (01 工事請負費)
 - (02 維持補修工事) //
 - 17節 備品購入費 (01 庁用器具費)
 - (02 機械器具費) //

②①の資料の集計

- ③令和4年7月8日起案【別紙】に係るポンプの型番
- ④令和4年9月27日起案【別紙】に係るポンプの型番
- ⑤令和4年12月13日起案【別紙】に係るポンプの型番

【提出期限】

- ・令和7年7月4日（金）午後5時00分

【提出日】

- 令和7年7月1日（火）③④⑤
- 令和7年7月4日（金）①②

(2) 令和7年7月7日請求分

【提出を求める記録】

- ①ポンプ 予備在庫（北部）
- ②Vベルト（北部）
- ③自家発電機オイル交換（築城）
- ④フロート（石町）
- ⑤放流ポンプ（高塚）

上記①～⑤の形状、型式、品番等が分かる写真及び書類

【提出期限】

令和7年7月11日（金）12時00分まで

【提出日】

令和7年7月10日（木）

(3) 令和7年7月15日請求分

【提出を求める記録】

- ①有限会社F企画が平成27年度に提出した辞退届及びそれに関連する決裁関係書類全て
- ②株式会社エス・ティ・産業との平成28年度清掃センター業務委託契約に関する契約関係書類全て（推薦状を含む）
- ③Vベルト交換（椎田北部浄化センター）に関する全ての書類
- ④3年間分の自家発電機オイル交換（築城浄化センター）に関する全ての書類
- ⑤株式会社エス・ティ・産業へ支払った手数料の件数及び金額（令和元年度～令和6年度）
- ⑥令和元年～令和3年度の課室局ごとの株式会社エス・ティ・産業への支出件数と金額及び各課の集計
 - 10節 需用費：06 施設修繕費、07 物品修繕費
 - 12節 委託料：01 施設管理委託料、02 保守点検委託料、07 業務委託料
 - 14節 工事請負費：01 工事請負費、02 維持補修工事
 - 17節 備品購入費：01 庁用器具費、02 機械器具費

※上記①～⑤について

- ①・②：住民生活課、③・④：上下水道課、⑤・⑥：全課室局

【提出期限】

- ①～④：令和7年7月23日（水）12時00分まで
- ⑤・⑥：令和7年7月25日（金）12時00分まで

【提出日】

- ③④：令和7年7月22日（火）
- ①②：令和7年7月23日（水）
- ⑤⑥：令和7年7月25日（金）

(4) 令和7年7月23日請求分

【提出を求める記録】

令和4・5・6年度 都市政策課 株式会社エス・ティ・産業への支払い
(※すべて1社見積り)

- R4-0418 修繕トイレ 1 69,025 上築城 55-2
- R4-0418 修繕柵 2 99,000 東八田
- R4-0506 ドアノブ修繕 3 50,600 安武第 3A46-2
- R4-0509 手数料溝掃除 4 99,000 南別府
- R4-0520 軒天 5 215,600 裳裟丸
- R4-0523 軒天 8 97,900 香楽 52-1
- R4-0609 ネット 9 99,000 サンコーポ椎田 1号 5階
- R4-0609 手数料整地 10 99,000 上築城佐野

R4-0613 手数料ベランダ清掃 11 82,500 上築城 60-302
R4-0615 手数料ベランダ清掃 12 82,500 上築城 60-402
R4-0627 修繕ベランダ 13 77,000 上築城 60-402
R4-0628 軒天 14 97,900 香楽 52-3
R4-0707 ネット 15 99,000 上築城 60-302
R4-0726 修繕配管 16 66,440 正毛田 433
R4-0729 軒天 17 387,895 伝法寺
R4-0801 修繕壁 20 91,850 サンコー^ホ 404
R4-0801 床 21 57,200 一丁畳 C505
R4-0803 流し台 22 99,000 中尾 59-6
R4-0810 手数料除草 23 55,000 小石原 59-3
R4-0820 ネット 24 99,000 上築城 60-402
R4-0906 修繕柵 25 84,480 安武第 1
R4-0922 建具 26 93,361 上築城 302
R4-0926 手数料樹木 27 85,800 一丁畳
R4-0930 修繕臭突ファン 28 40,700 安武第 3C53-1 安武第 2_44-4
R4-1003 手数料除草 29 99,000 小石原
R4-1003 雨漏り 30 99,000 安武第 3C53-1
R4-1005 ネット 31 99,000 サンコー^ホ椎田 2号 5階
R4-1012 修繕瓦 32 38,500 安武第 1
R4-1017 床 33 99,000 一丁畳 A-104
R4-1027 手数料畳処分 34 52,800 一丁畳 A-104
R4-1102 手数料撤去温水器 35 16,500 南別府
R4-1109 便座 36 30,800 南別府 43-2
R4-1111 建具 37 93,361 上築城 302
R4-1215 建具 38 90,864 上築城 302
R4-1221 修繕ガラス浴室排水蓋 39 70,730 上築城 102 孫目 106
R5-0116 修繕ドア 40 99,000 香楽井戸ポンプ室
R5-0206 手数料ごみ処理 ST 41 99,000 安武第 2_47-2
R5-0209 修繕郵便受 42 38,500 小石原
R5-0217 床 43 99,000 一丁畳 C-403
R5-0220 床 44 99,000 安武#C53-1
R5-0221 手数料畳撤去 45 52,800 一丁畳 C-403
R5-0222 床 46 99,000 一丁畳 D-103
R5-0224 手数料ごみ処理 ST 47 82,500 安武双子 6-2
R5-0228 手数料畳撤去 48 52,800 一丁畳 D-103

44件令和4年度、合計 3,939,906

R5-0414 修繕浄化槽蓋 49 99,000 上築城
R5-0512 手数料屋上清掃 50 96,800 伝法寺 S52
R5-0519 手数料ごみ処理 ST 51 99,000 日奈古 483
R5-0519 雨漏り 52 97,900 ★ 安武第 3
R5-0523 修繕雨樋 53 16,500 伝法寺
R5-0526 塗装 54 96,800 一丁畠 D-103
R5-0529 修繕玄関モルタル 55 99,000 伝法寺 54-2
R5-0530 手数料屋上清掃 56 93,500 ★ 安武第 3B
R5-0530 手数料撤去フェンス 57 71,500 南別府
R5-0606 修繕フェンス 58 99,000 安武第 1
R5-0623 手数料ごみ処理 ST 59 99,000 日奈古 483
R5-0805 手数料ごみ処理 ST 60 49,500 安武第 3A(S55)
R5-0807 修繕サッシ 61 33,000 日奈古
R5-0822 軒天 62 494,450 安武 3D
R5-0919 手数料消毒剤 65 66,000 一丁畠 D-401
R5-0922 床 66 99,000 一丁畠 D-401
R5-1108 手数料ごみ処理 ST 67 92,125 南別府 50-2
R5-1116 修繕側溝 68 47,300 上築城
R5-1121 手数料ごみ処理 ST 69 97,625 南別府 50-3
R5-1201 手数料ごみ処理 ST 70 98,725 南別府 50-5
R5-1213 手数料ごみ処理 ST 71 98,725 南別府 50-6
R6-0119 手数料ごみ処理 ST 72 97,900 南別府 46-16
22件令和5年度、合計 2,242,350

R6-0617 雨漏り 73 99,000 ★ 安武第 3
R6-0618 床 74 99,000 安武中尾
R6-0716 床 75 99,000 安武中尾 58-5
R6-0723 修繕壁 76 44,000 安武中尾
R6-0730 修繕浴室和室 77 79,200 安武中尾 58
R6-0820 手数料ごみ処理 ST 78 88,000 南別府 47-17~20
R6-0826 手数料ごみ処理 ST 79 88,000 南別府 47-21~24
R6-0830 手数料ごみ処理 ST 80 66,000 南別府 50-1~3
R6-0906 手数料ごみ処理 ST 81 66,000 南別府 50-4~6
R6-1105 流し台 82 92,400 安武中尾
R6-1111 修繕便所換気扇 83 34,650 安武中尾 50-12
R6-1112 床 84 99,000 安武中尾 58-12
R6-1114 手数料屋上清掃 85 93,500 小石原
R6-1128 修繕垂木 86 72,600 安武中尾 58-12

R6-1128 雨漏り 87 99,000 小石原
R6-1205 手数料疊処分 88 55,000 安武中尾 58-12
R6-1211 床 89 99,000 安武中尾 58-12
17件令和6年度、合計 1,373,350

頁	起票日	ST 契約金額	太新 契約金額	ST 太新 以外 契約金額	起案者	決裁	場所	ボ 消 エ	設備の名称	設置の箇所など	内容など
166	R5-1204	71,500			下田 課長	液肥第1			バックセパレーター排水管		修繕
167	R5-1211	221,100			竹本 副町	液肥第2			バックセパレーター排水管		取替修繕
171	R5-1211		284,900	下田 副町					ホイールローダー(TCM)	エアコン	修繕
174	R5-1213	99,000			下田 課長	液肥第1			バックセパレーター架台		経年劣化、落下防止架台補修
175	R5-1214		200,200	竹本 副町					クローラー	エンジンポンネット	修繕
176	R5-1218	96,800			下田 課長	液肥第2			第3消泡機	第1成熟槽	オイル交換 電気系統修繕
179	R5-1220	99,000			下田 課長	液肥第1			脱臭ファンモーター		老朽化 故障 取替え 修繕
180	R6-0104	92,620			下田 課長	液肥第1			クローナンバー		オイル交換 電気系統修繕
181	R6-0104	97,900			下田 課長	液肥第1			温調器		取替え修繕 老朽化 故障
182	R6-0111		239,800	竹本 副町	液肥第1				第3制御盤		修繕
188	R6-0117	2,136,200			下田 町長	液肥第1			施設年次点検		指名入札5社 ST、オカベ、九電工、太新、西日本プラント工業
185	R6-0117		2,200,000		下田 町長	液肥第2			施設年次点検		指名入札5社 ST、オカベ、九電工、太新、西日本プラント工業
191	R6-0125	61,270			下田 課長	液肥第2			スクリーン入口バルブ		修繕
192	R6-0125	76,230			下田 課長	液肥第1			水道配管	バルブ交換	老朽化、漏水
193	R6-0129	82,500			下田 課長	液肥第1			プレス機	モーターチェーン	修繕
194	R6-0202	314,600			下田 副町	液肥第2			エアレーター	第4成熟槽エアレーター	修繕
198	R6-0205	588,500			下田 副町	液肥第1			消泡機	第1成熟槽	修繕 第1成熟槽 消泡機は2台設置
202	R6-0209	458,535			下田 副町	液肥第1			液肥移送パイプ	原付宿泊が成る	修繕
206	R6-0214	10,890			下田 課長	液肥第1			吸水ポンプ		修繕
207	R6-0221	159,500			下田 副町	液肥第2			ゴーマンラップポンプ		点検
211	R6-0222	82,500			下田 課長	液肥第1			プレス機	モーターチェーン	R6-0129と金額と内容同一では?
212	R6-0227	841,874			下田 副町	液肥第2			ゴーマンラップポンプ	日機製ゴーマンラップポンプ	オーバーホール及び取替修繕※起案 見積結果が無い R5-0810とほぼ同一内
213	R6-0228	57,585			下田 下田	液肥			プレス機	モーターチェーン	購入
214	R6-0305	233,200			下田 副町	液肥第2			ゴーマンラップポンプ	日機製ゴーマンラップポンプ	モーターエンジン故障モーターチェーン交換
218	R6-0305	99,000			下田 副町	液肥第2			循環ポンプフロート		修繕
219	R6-0308	99,000			下田 課長	液肥第1			倉庫ドア		修繕
220	R6-0311	35,530			下田 課長	液肥第1			脱水配管		修繕
221	R6-0325	91,300			下田 課長	液肥第1			中継槽コンク		修繕
									リート壁		

ST-51件 10,475,220 2,200,000 6,581,971

93	R6-0322	6,000,000			下田 町長	液肥第1			運転委託		
222	R6-0401		3,300,000	太田 町長	液肥濃縮						設備の薬品洗浄
225	R6-0410	42,075			太田 課長	液肥第1			バックセパレーター	ベルト	交換
226	R6-0418	71,500			太田 課長	液肥第2			第2成熟槽消泡機 No3	不良モーター配線架台	電気点検 交換修繕
227	R6-0501	99,000			太田 課長	液肥第2			第4成熟槽消泡機		2台入替修繕
228	R6-0528		195,800	岡崎 副長					トラックスケール		定期検査
231	R6-0603	880,000			岡崎 副町	液肥第2			第3成熟槽第4成熟槽	水位計	交換修繕
235	R6-0604	68,200			岡崎 課長				クローラー	アルミガイド	1本
236	R6-0605	243,309			岡崎 副町	液肥第1			中継槽		排水工事
240	R6-0613		346,060	岡崎 副長					液肥移送用ホース		購入
243	R6-0617	30,250			下田 課長				液肥散布車ヤンマー		オイル漏れ 領給用ホイル
244	R6-0617	528,000			岡崎 副町	液肥第1			異物分離機	修繕	起案、見積開封なし
245	R6-0704		200,200	太田 副長					クローラ		点検
248	R6-0722	86,680			岡崎 課長	液肥第1			中継槽ポンプ		電源修繕
249	R6-0730	41,800			岡崎 課長	液肥第1			第1成熟槽		呼び水調査 修繕工事
250	R6-0807	68,200			下田 課長				クローラー	アルミガイド	1本(2本目)
251	R6-0807	98,780			下田 課長	液肥			バックセパレーター		電磁弁交換
252	R6-1017	83,600			下田 下田	液肥			エアレーター送風バルブ	コンデンサ	購入
253	R6-1017	93,500			下田 課長	液肥第1			第4成熟槽	バルバル	点検 沈殿物引き抜き手数料
254	R6-1023	55,000			下田 課長	液肥			エアレーター送風用	バルバル	交換
255	R6-1025	93,500			下田 課長	液肥第2			中継槽ポンプ	し尿引き上げ不能	点検

頁	起票日	ST 契約金額	太新 契約金額	ST 太新 以外 契約金額	起業者	決裁	場所	ボ 消 工	設備の名称	設置の箇所など	内容など
75	R5-0112			原田 320,320	竹本 副町	液肥第1			第3操作盤 メーター類		修繕 メーター類、経年劣化 電流計、ポンプ起動タイ マー修繕 原料槽の移設ポンプ故 障
78	R5-0116			九 電 工 374,000	竹本 副町	液肥第1			成熟槽 ポンプ No2 移設		修繕に時間がかかるが 緊急を要する 成熟槽のNo2移送ポン プ
81	R5-0131		2,117,500		竹本 町長	液肥第2			施設 年次点検	法律?に基づく 機能検査	指名入札5社 猪熊、オカベ、角杉、九電 工、太新
84	R5-0131		2,136,200		竹本 町長	液肥第1			施設 年次点検		指名入札5社 猪熊、オカベ、角杉、九電 工、太新
87	R5-0213	841,874			下田 副町	液肥第2			移送ポンプ?	NO1 日機製ゴーマン ラップポンプ	点検業者 液肥移送ポンプ停止の 原因判明 ゴーマンラップポンブ オーバーホール及び取

ST-18件 8,799,692 6,156,700 8,807,700

90	R5-0316	6,000,000			下田 町長	液肥第1			運転委託		
96	R5-0419	99,000			竹本 課長	液肥第1			ポンプ	調整槽ポンプ	交換修繕
97	R5-0426		九 電 工 715,000	竹本 副町	液肥第2				機器UPS	バッテリー	交換
100	R5-0501		九 電 工 242,000	下田 副町	液肥第2				脱水機 スクリュープレ ス	一部動かない	点検
103	R5-0514	528,000			下田 副町	液肥第1			異物分離機		点検業者 施設基金事業 起業設額が手書き 異物分離機漏水の修繕
106	R5-0516		モ リ タ 446,380	下田 副町					パキューム車	ポールコック	取替え
109	R5-0518	435,875			下田 副町	液肥第2			移送ポンプ	中継槽移送ポン プ	交換 1台故障、交互運転できな い
113	R5-0524	99,000			下田 課長	液肥			エアレーター	第4成熟槽 エアレーター	停止原因確認のため 引き上げ手数料
114	R5-0529	71,500			下田 課長	液肥			消泡機	第1成熟槽 第1消泡機	取り付け修繕
115	R5-0529	716,512			下田 副町	液肥第1			ポンプ	貯留槽移送ポン プ	3台故障、年次点検指摘あ り 3台購入取替
										液肥循環ポンプ	理由書には無いが、起業 書には167条の2第1項第
119	R5-0530	77,000			下田 課長	液肥第1			フロートポンプ		
120	R5-0601	473,000			下田 副町	液肥第1			ポンプ	調整槽 移送ポン プ	
124	R5-0612	98,560			下田 課長	液肥第1			成熟槽、貯留槽 上部蓋		
125	R5-0626	58,410			下田 課長	液肥第1			成熟槽、貯留槽	PP蓋	
126	R5-0627	836,330			下田 副町	液肥第1			ゴーマンラップ ポンプ	オーバーホール 取替修繕	
127	R5-0725	99,000			下田 課長	液肥				第3成熟槽 エアレーター	停止原因確認 引き上げ手数料
128	R5-0727	50,600			下田 課長	液肥			No2移送ポンブ ポンプ	フロートポンプ	
129	R5-0801	93,500			下田 課長	液肥第1			街灯部品撤去		
130	R5-0804	98,450			下田 課長	液肥第2			投入配管	修繕	
131	R5-0810	841,874			下田 副町	液肥第1 (第2)			ゴーマンラップ ポンプ	NO1 日機製ゴーマン ラップポンブ	オーバーホール 及び取替修繕 移送ポンブ(ゴーマン ラップ)故障、投込み式 ポンブで対応
138	R5-0815	59,620			下田 課長	液肥第1			ケーブル交換		
135	R5-0815		角 杉 1,116,060	竹本 副町	液肥第1				操作盤	メーター類	修繕
139	R5-0828	88,000			下田 課長	液肥			移送ポンブ第2	停止、清掃作業	原因確認のため
140	R5-0908		九 電 工 1,386,000	下田 副町	液肥第2				脱水機 スクリュープレ ス		修繕
143	R5-0911	452,650			下田 副町	液肥第2			第2成熟槽	水位計	交換
147	R5-0919	214,500			竹本 副町	液肥第2			ゴーマンラップ ポンブ	NO1 ゴーマンラッ ップポンブ	点検
151	R5-0919	97,196			下田 課長	液肥第2			水道管工事	液肥移送ポンブ	ポンプ空運転対策用給 水管の取付
152	R5-0927		モ リ タ 791,131	下田 副町					バキューム車 (2100)	真空ポンブ	交換
155	R5-1013	422,889			下田 副町	液肥第1			液肥移送パイプ	成熟槽から2000t タンクへ	修繕
159	R5-1017		角 杉 1,160,500	竹本 副町	堆肥舎				制御盤		修繕
162	R5-1109	99,000			下田 下田	液肥第1			第3成熟槽	エアレーター	過負荷点検
163	R5-1124	97,900			下田 課長	液肥第1			し尿投入口	電磁弁	交換
164	R5-1201	30,800			下田 課長	液肥第1			消泡機	羽根車	消耗品?
165	R5-1204	29,920			下田 課長	液肥第2			し尿投入口	電磁弁	部品

頁	起票日	ST 契約金額	太新 契約金額	ST 太新 以外 契約金額	起業者	決裁	場所	ボ 消 工	設備の名称	設置の箇所など	内容など
1	R4-0404	71,500			下田 課長	液肥第2			消泡機		漏電修繕
2	R4-0412	33,000			下田 課長	クローラ			後部散布口 支持材		修繕
3	R4-0502		1,622,500		竹本 町長	液肥第1			エアレーター	第4成熟槽 水中エアレー ター	新品取替で修繕 R3定期点検業者 R3第1第2定期点検業 者
7	R4-0506		280,500		下田 町長	液肥第1 液肥第2			エアレーター	※どこのか不明	対象機は現在故障 ※どれが対象機か不明 故障箇所の確認と修繕
11	R4-0512			周防 灘	59,400	下田 副町	液肥第1		機械室の清掃	汚物により室内 が不衛生 緊急に清掃 科目を新設 予算流用で対応	
16	R4-0526			ナ カ ミ チ オ カ ベ	825,000	竹本 副町	液肥第2		散布クローラ ヤンマー C50R-50	バキュームポンプ 交換	バキュームポンプ イタリア製、不安定、交 換
19	R4-0530				297,000	竹本 副町	液肥第1		エアレーター	液肥第1 第1成熟槽 水中エアレー	点検
23	R4-0530			オ カ ベ	297,000	竹本 副町	液肥第2		エアレーター	液肥第2 第4成熟槽 水中エアレー	点検
15	R4-0520	51,700			下田 課長	液肥			移送ポンプ 消泡機		清掃 取り外し後の穴蓋作成
27	R4-0623	1,029,468			下田 副町	液肥第2			移送ポンプ		2台故障、緊急
31	R4-0628	1,918,400			竹本 町長	液肥第1 なぜか 見積報 告は第2			消泡機		故障 減額契約変更対応？
36	R4-0629	99,000			下田 課長	液肥第1			消泡機		モーター電流測定点検 9台
37	R4-0630			角 杉	1,256,200	竹本 副町	液肥第1		第2操作盤	シーケンス他 修繕	経年劣化し故障危険高い R3の調査結果を元に修繕 別添、R3 点検報告書
40	R4-0701			角 杉	782,100	竹本 副町	液肥第1		機械室	操作盤 更新	更新 経年劣化しつ壊れてもお かしくない
43	R4-0817			オ カ ベ	2,167,000	竹本 副町	液肥第1		エアレーター	液肥第1 第1成熟槽 水中エアレー	修繕
46	R4-0817			オ カ ベ	2,167,000	竹本 副町	液肥第2		エアレーター	液肥第2 第4成熟槽 水中エアレー	修繕
49	R4-0902	98,450			下田 課長	液肥第1			消泡機		サーマルスイッチ交換修繕
50	R4-0927	66,000			下田 課長	液肥第2			消泡機		取付
51	R4-0927	93,500			下田 課長	液肥			消泡機		取付
52	R4-1003	1,426,700			竹本 町長	液肥第1			消泡機		2台故障で消泡機不足 故障台数が増えると緊急 町内1社しか修繕できない
56	R4-1003	2,233,000			下田 町長	液肥第2			消泡機		3台修繕
60	R4-1005	71,500			下田 課長	液肥			消泡機		2台取付
61	R4-1005	88,000			下田 課長	液肥			エアレーター		電気点検修繕
62	R4-1019	170,500			竹本 副町	液肥			液肥散布車 コマツ		加圧ポンプ、予備品と交換
66	R4-1116	360,800			竹本 副町	液肥			液肥散布車 コマツ		山江ハーベン、町田アソシエイ した故障品(イタリア製)を修 繕
70	R4-1215			J F E	262,680	竹本 副町	液肥第2		成熟槽 水位計		修繕 11月末より異常な数値
73	R4-1220	67,650			下田 課長	液肥第2			消泡機		モーター修繕
74	R4-1220	78,650			下田 課長	液肥			消泡機		モーター修繕

頁	起票日	ST 契約金額	太新 契約金額	ST 太新 以外 契約金額	起案者	決裁	場所	水 消 工	設備の名称	設置の箇所など	内容など
256	R6-1028	99,000			下田 課長	液肥第2			第1成熟槽 エアレーター	故障原因確認のため	点検
257	R6-1029	99,000			下田 課長	液肥第2			中継槽	ポンプ停止原因 対処 ※R6-1025 のポンプ?	汚泥抜き取り清掃
258	R6-1101	495,000			下田 副町	液肥第2			脱水機	動かなくなった	修繕
262	R6-1107	257,950			岡崎 副町	液肥第2			電動送風機等		購入
272	R6-1113	2,200,000			下田 町長	液肥第1			施設 年次点検		指名入札4社 ST、九電工、太新、西日本 プラント工業
269	R6-1113		2,200,000		下田 町長	液肥第2			施設 年次点検		指名入札4社 ST、九電工、太新、西日本 プラント工業
275	R6-1129			1,295,800	下田 副長				ヤンマークローラ		修繕
278	R6-1129			3,234,165	下田 町長				コマツクローラ		修繕
281	R6-1203			202,400	下田 副長	液肥第2			給湯器		交換修繕
284	R6-1225	99,000			下田 課長	液肥			中継槽フロート (レギュレーター)		交換修繕
285	R6-1227	66,000			岡崎 課長	液肥第2			バックセパレーター	配管	修繕
286	R7-0120	440,000			下田 副町	液肥第2			脱水機	動かなくなった	修繕 ※R6-1101 と同一内容?
290	R7-0121			655,589	下田 副長				パキューム車 2100		修繕
294	R7-0122	660,000			下田 副町	液肥第1			2000tタンク中継槽		ポンプ停止 施設修繕で対応
298	R7-0204	66,000			下田 課長	液肥			バックセパレーター	配管	修繕 配管内の汚物除去
299	R7-0219	4,851			下田 課長	液肥			消泡機	オイル栓 ボルト	

ST-28件 13,070,195 2,200,000 9,430,014

【別紙】提出を求める記録

【全課・室・局】

- ①自家発電機について（施設に設置されているもので、非常用のもの ※ポータブルは除く）
場所、機種、点検の有無（※点検有の場合、その全ての書類）

【都市政策課】

- ①のぶつか住宅産業有限会社について
令和4年度～令和6年度の支出負担行為兼支出命令書の写し（10節 需用費：06施設修繕費）

②イチヤについて、下記の2項目に関する全ての書類

項目	起案日 起票日	内容	金額	場所	起案者 起票者
1	令和2年3月30日	ドアノブ交換	8,580	安武第3C 44-4号	森口
2	令和7年1月16日	ドアハンドル修繕	44,000	安武第3C 7号	尾上

③対応業者一覧の写し（7月18日第6回百条委員会で、首藤課長が説明した内容のもの）

④下記の55項目に関する全ての書類

項目	起案日 起票日	内容	金額	場所	起案者 起票者
1	令和4年5月6日	ドアノブ修繕	50,600	安武第3A46-2	大津
2	令和4年5月9日	溝掃除（手数料）	99,000	南別府	佐野
3	令和4年6月9日	ネット	99,000	サンコープ椎田1号5階	大津
4	令和4年6月9日	整地（手数料）	99,000	上築城	佐野
5	令和4年6月13日	ペランダ清掃（手数料）	82,500	上築城60-302	宇多村
6	令和4年6月15日	ペランダ清掃（手数料）	82,500	上築城60-402	宇多村
7	令和4年6月27日	修繕ペランダ	77,000	上築城60-402	宇多村
8	令和4年9月30日	修繕奥突ファン	40,700	安武第3C53-1、安武第2 44-4	佐野
9	令和4年10月3日	除草（手数料）	99,000	小石原	大津
10	令和4年10月3日	雨漏り	99,000	安武第3 C53-1	宇多村
11	令和4年10月5日	ネット	99,000	サンコープ椎田2号5階	大津
12	令和4年10月17日	床	99,000	一丁畠A-104	佐野
13	令和4年10月27日	疊処分（手数料）	52,800	一丁畠A-104	佐野
14	令和4年11月9日	便座	30,800	南別府43-2	大津
15	令和5年1月16日	修繕ドア	99,000	香楽井戸ポンプ室	佐野
16	令和5年2月6日	ごみ処理（手数料）	99,000	安武第2 47-2	大津
17	令和5年2月9日	修繕郵便受	38,500	小石原	大津
18	令和5年2月17日	床	99,000	一丁畠C-403	佐野
19	令和5年2月20日	床	99,000	安武第3C53-1	宇多村
20	令和5年2月21日	疊撤去（手数料）	52,800	一丁畠C-403	佐野
21	令和5年2月22日	床	99,000	一丁畠D-103	宇多村
22	令和5年2月24日	ごみ処理（手数料）	82,500	安武双子6-2	大津
23	令和5年2月28日	疊撤去（手数料）	52,800	一丁畠D-103	佐野
24	令和5年4月14日	修繕浄化槽蓋	99,000	上築城	大津
25	令和5年5月12日	屋上清掃（手数料）	96,800	伝法寺S52	佐野
26	令和5年5月19日	ごみ処理（手数料）	99,000	日奈古483	大津
27	令和5年5月19日	雨漏り	97,900	安武第3	大津
28	令和5年5月30日	屋上清掃（手数料）	93,500	安武第3B	大津
29	令和5年6月23日	ごみ処理（手数料）	99,000	日奈古483	大津
30	令和5年8月5日	ごみ処理（手数料）	49,500	安武第3A (S55)	佐野

31	令和5年9月19日	消毒剤（手数料）	66,000	一丁畳D-401	佐野
32	令和5年9月22日	床	99,000	一丁畳D-401	佐野
33	令和5年11月8日	ごみ処理（手数料）	92,125	南別府50-2	大津
34	令和5年11月16日	修繕側溝	47,300	上築城	大津
35	令和5年11月21日	ごみ処理（手数料）	97,625	南別府50-3	大津
36	令和5年12月1日	ごみ処理（手数料）	98,725	南別府50-5	大津
37	令和5年12月13日	ごみ処理（手数料）	98,725	南別府50-6	大津
38	令和6年1月19日	ごみ処理（手数料）	97,900	南別府46-16	大津
39	令和6年6月17日	雨漏り	99,000	安武第3	尾上
40	令和6年6月18日	床	99,000	安武中尾	成吉
41	令和6年7月16日	床	99,000	安武中尾58-5	佐野
42	令和6年7月23日	修繕壁	44,000	安武中尾	成吉
43	令和6年7月30日	修繕浴室和室	79,200	安武中尾58	佐野
44	令和6年8月20日	ごみ処理（手数料）	88,000	南別府47-17~20	成吉
45	令和6年8月26日	ごみ処理（手数料）	88,000	南別府47-21~24	成吉
46	令和6年8月30日	ごみ処理（手数料）	66,000	南別府50-1~3	成吉
47	令和6年9月6日	ごみ処理（手数料）	66,000	南別府50-4~6	成吉
48	令和6年11月5日	流し台	92,400	安武中尾	尾上
49	令和6年11月11日	修繕便所換気扇	34,650	安武中尾50-12	出口
50	令和6年11月12日	床	99,000	安武中尾58-12	成吉
51	令和6年11月14日	屋上清掃（手数料）	93,500	小石原	佐野
52	令和6年11月28日	修繕垂木	72,600	安武中尾58-12	成吉
53	令和6年11月28日	雨漏り	99,000	小石原	佐野
54	令和6年12月5日	畳処分（手数料）	55,000	安武中尾58-12	成吉
55	令和6年12月11日	床	99,000	安武中尾58-12	成吉

【産業課】

①令和4年度～令和7年度の年間計画表（7月22日第7回百条委員会で、北代課長が説明した内容のもの）

②下記の26項目に関する全ての書類

項目	起案日 起票日	設置の名称	金額	場所	起案者 起票者
1	令和4年5月26日	散布クローラヤンマー	825,000	液肥第2	竹本
2	令和4年10月19日	液肥散布車コマツ	170,500	液肥	竹本
3	令和4年11月16日	液肥散布車コマツ	360,800	液肥	竹本
4	令和5年2月13日	ゴーマンラップポンプ	841,874	液肥第2	下田
5	令和5年5月29日	ポンプ	716,512	液肥第1	下田
6	令和5年6月27日	ゴーマンラップポンプ	836,330	液肥第1	下田
7	令和5年8月10日	ゴーマンラップポンプ	841,874	液肥第1（第2）	下田
8	令和5年9月19日	ゴーマンラップポンプ	214,500	液肥第2	竹本
9	令和6年1月4日	クローラ ヤンマー	92,620		下田
10	令和6年1月4日	温調器	97,900	液肥第1	下田
11	令和6年2月21日	ゴーマンラップポンプ	159,500	液肥第2	下田
12	令和6年2月27日	ゴーマンラップポンプ	841,874	液肥第2	下田
13	令和6年3月5日	ゴーマンラップポンプ	233,200	液肥第2	下田
14	令和6年3月5日	循環ポンプフロート	99,000	液肥第2	下田
15	令和6年3月8日	倉庫ドア	99,000	液肥第1	下田
16	令和6年3月11日	脱水配管	35,530	液肥第1	下田
17	令和6年3月25日	中継槽コンクリート壁	91,300	液肥第1	下田
18	令和6年6月17日	液肥散布車ヤンマー	30,250		下田
19	令和6年8月7日	クローラ	68,200		下田
20	令和6年8月7日	バックセパレーター	98,780	液肥	下田

21	令和6年10月17日	エアレーター 送風バルブ	83,600	液肥	下田
22	令和6年10月17日	第4成熟槽	93,500	液肥第1	下田
23	令和6年10月23日	エアレーター 送風用	55,000	液肥	下田
24	令和6年10月25日	中継槽ポンプ	93,500	液肥第2	下田
25	令和6年10月28日	第1成熟槽 エアレーター	99,000	液肥第2	下田
26	令和6年10月29日	中継槽	99,000	液肥第2	下田

※提出書類について、写真等を含む場合は、全てカラー印刷で提出してください。

【提出期限】

令和7年7月29日（火）12時00分まで

【提出日】

自家発電 令和7年7月29日（火）

都市政策 令和7年8月1日（金）

産業課 令和7年8月5日（火）

（5）令和7年7月30日請求分

【提出を求める記録】

上下水道課

起案日：令和4年9月14日

起案者：職員 T

件名：椎田北部浄化センター流入ポンプ購入について

上記について

①物品購入に係る全ての書類

②①で購入したポンプを設置した有限会社H社の工事に係る全ての書類

【提出期限】

令和7年8月6日（水）12時00分まで

【提出日】

令和7年8月1日（金）

（6）令和7年8月4日請求分

【提出を求める記録】

上下水道課

起案日：令和4年12月6日

起案者：職員 T

件名：西高塚下水処理場放流ポンプ購入について

上記について

①物品購入に係る全ての書類

②①で購入したポンプを設置した有限会社H社の工事に係る全ての書類

【提出期限】

令和7年8月8日（金）12時00分まで

【提出日】

令和7年8月8日（金）

(7) 令和7年8月6日請求分

【提出を求める記録】

住民生活課

起案より前に工事・修理・交換・作業等が終了し、事後に起案したもの
(※令和7年8月1日第9回百条委員会で、内山課長補佐が説明した内容のもの)
上記について

①一覧表

②①に係る全ての書類

【提出期限】

令和7年8月13日（水）12時00分まで

【提出日】

令和7年8月18日（月）

(8) 令和7年8月13日請求分

【提出を求める記録】

①産業課

令和4年10月～12月の液肥散布記録の全て

②生涯学習課

令和6年度パークゴルフ場水道修繕（トイレ周り）係る書類全て

（令和7年1月28日起票の施設修繕費99,000円の負担兼命令分）

令和6年度武道館前防犯灯引き込み線撤去作業に係る書類全て

（令和6年10月25日起票の手数料60,500円の負担兼命令分）

令和6年度岩丸生涯学習センター樹木剪定の見積依頼のための仕様書

（令和6年8月20日起案分）

【提出期限】

令和7年8月22日（金）12時00分まで

【提出日】

令和7年8月21日（木）

(9) 令和7年8月20日請求分

【提出を求める記録】

●築上町清掃センターの株式会社エス・ティ・産業関係種類

・清掃センター設備点検業務契約書 （平成28年度から令和7年度まで）

- ・清掃センター管理委託契約業務契約書 (平成 28 年度から令和 7 年度まで)
- 築上町有機液肥製造施設の株式会社エス・ティ・産業関係書類
 - ・有機液肥製造施設点検業務契約書 (契約時から令和 7 年度まで)
 - ・有機液肥製造施設管理委託契約業務契約書 (契約時から令和 7 年度まで)
- 令和 4 年度以降のクローラ車の支出に関する書類 (写真: カラー)
- 株式会社への支出一覧
 - [伝票検索結果 (支払) 平成 28 年度から令和 6 年度まで]
(款・項・目・節・細節・説明・支払額・支払日・適要)
*データの提供も併せてお願いします。議会事務局において並べ替え等事務をおこなうため

【提出期限】

令和 7 年 8 月 28 日 (木) 17 時 00 分まで

【提出日】

清掃センター: 令和 7 年 9 月 1 日

液肥施設: 令和 7 年 9 月 2 日

クローラ: 令和 7 年 9 月 2 日

(10) 令和 7 年 8 月 27 日請求分

【提出を求める記録】

①上下水道課

令和 5 年度に 1 件 T 工業(株)への支出があるが、それに係る全ての書類
⇒20 節修繕費

②住民生活課

令和 4 年度に 15 件、令和 5 年度に 13 件、令和 6 年度に 7 件 T 工業(株)への
支出があるが、それに係る全ての書類

⇒10 節需用費 06 施設修繕費

③産業課

令和 4 年度に 2 件、令和 5 年度に 1 件、令和 6 年度に 1 件 T 工業(株)への支出
があるが、それに係る全ての書類

⇒12 節委託料 02 保守点検委託料

【提出期限】

令和 7 年 9 月 5 日 (金) 12 時 00 分まで

【提出日】

上下水道課: 9 月 4 日

住民生活課: 9 月 5 日

産業課: 9 月 5 日

(11) 令和7年8月27日請求分

【提出を求める記録】

●産業課

- ①令和5年度 有機液肥製造施設（第1）設備運転委託業務の
契約関係書類一式
- ②令和6年度 有機液肥製造施設（第1）設備運転委託業務の
契約関係書類一式
- ③令和7年度 有機液肥製造施設（第1・第2）設備運転委託業務の
契約関係書類一式

●上下水道課

築城浄化センター 自家発電機オイル交換に係る全ての資料
(令和4年度以前)

【提出期限】

令和7年9月5日（金）12時00分まで

【提出日】

産業課：9月5日

上下水道課：9月2日

(12) 令和7年8月27日請求分

【提出を求める記録】

●築上町清掃センターの時間外勤務がわかる資料

（平成28年度から令和6年度）

●T工業株式会社への支出一覧

[伝票検索結果（支払）平成28年度から令和6年度まで]

（款・項・目・節・細節・説明・支払額・支払日・適要）

*データの提供も併せてお願ひします。議会事務局において並べ替え等事務をおこなうため

【提出期限】

令和7年9月3日（水）17時00分まで

【提出日】

清掃センター：9月4日

支出一覧：9月3日

(13) 令和7年9月8日請求分

【提出を求める記録】

●上下水道課

52頁 ハンマーキャスター交換関係書類一式

81頁 ハンマーキャスター交換関係書類一式

88 頁 ハンマーキャスター交換関係書類一式
110 頁 ハンマーキャスター交換関係書類一式
102 頁 2 系曝気攪拌装置点検の関係書類一式
103 頁 1 系曝気攪拌装置点検の関係書類一式
104 頁 曝気攪拌装置 1 系 2 系の攪拌機修繕の関係書類一式

●住民生活課

先日提出された時間外勤務時間資料のエクセルデータと数字の根拠資料

【提出期限】

令和 7 年 9 月 12 日（金）15 時 00 分まで

【提出日】

上下水道課：令和 7 年 9 月 11 日

住民生活課：データが見つかり次第（令和 7 年 12 月 4 日時点で未提出）

(14) 令和 7 年 9 月 10 日請求分

【提出を求める記録】

- ①平成 28 年度から令和 7 年度までの清掃センター設備点検業務契約に関する全ての書類（RDF 施設・リサイクルセンター）
- ②平成 28 年度から令和 7 年度までの清掃センター管理委託業務契約に関する全ての書類（RDF 施設・リサイクルセンター）

【提出期限】

令和 7 年 9 月 19 日（金）12 時 00 分まで

【提出日】

令和 7 年 10 月 8 日

※令和 7 年 10 月 20 日再提出

※令和 7 年 10 月 22 日一覧表再提出

(15) 令和 7 年 9 月 30 日請求分

【提出を求める記録】

●産業課

有機液肥製造施設に係る取扱い説明書等（2種類）

（⇒令和 7 年第 3 回定例会で北代課長が答弁した内容）

【提出期限】

令和 7 年 10 月 10 日（金）12 時 00 分まで

【提出日】

令和 7 年 10 月 9 日

(16) 令和7年10月17日請求分

【提出を求める記録】

●住民生活課

点検業務、緊急業務、その他、(株)エス・ティ・産業から提出された書類の
すべて【平成28年度から令和7年度まで】

【提出期限】

令和7年10月23日（木）17時00分まで

【提出日】

令和7年10月23日

(17) 令和7年10月17日請求分

【提出を求める記録】

●上下水道課

施設（北部・西高塚・築城）の管理委託の作業日報

【令和4年度から令和6年度まで】

*データで提出いただければ幸いです。

【提出期限】

令和7年10月27日（月）17時00分まで

【提出日】

令和7年10月27日

(18) 令和7年10月17日請求分

【提出を求める記録】

●住民生活課

清掃センター業務委託の履行確認調書

平成28年度～現在まで

*データで提出いただければ幸いです。

●産業課

液肥製造施設業務委託の履行確認調書

(第一製造施設：令和4年度から現在まで)

(第二製造施設：令和6年度から現在まで)

*データで提出いただければ幸いです。

【提出期限】

令和7年10月30日（木）17時00分まで

【提出日】

令和7年10月30日

6 委員の派遣

- ・派遣した日時、場所及び調査内容

令和7年8月21日（木）午前10時00分

- ・築城浄化センター 自家発電機の確認とオイルの在庫状況

- ・椎田北部浄化センター 流入ポンプの運転状況と流入ポンプの在庫状況

(ポンプ交換 605,000円 ポンプ購入 410,850円)

令和7年10月3日（金）午後3時30分

- ・有機液肥製造第1施設 稼働状況

- ・有機液肥製造第2施設 稼働状況

- ・有機液肥製造施設 クローラ車の修理箇所と予備の圧力ポンプの確認

7 監査及び結果報告の請求

令和7年10月3日請求分

1. 令和4年10月19日起案

有機液肥製造施設 クローラ圧カポンプ交換に関する事項

2. 令和6年10月21日起案、令和6年11月18日起案

R D F 施設破袋機刃替工事に関する事項

3. 令和5年4月4日起案

R D F 施設ごみクレーン用操作レバー取替に関する事項

4. 築城浄化センターの自家発電機が毎年オイル交換をしている現状について

5. 椎田北部浄化センターで、購入後3年以上放置されているポンプについて

6. 都市政策課の分割発注について

①畳の撤去とフローリング工事

②清掃作業の号数違い

③ベランダ清掃の部屋違い

監査報告書は、別紙資料添付

8 調査の内容及び委員会としての判断

（1）随意契約集計

令和4年度・5年度・6年度の施設修繕費（上下水道課を除く）においては、株式会社エス・ティ・産業が件数・金額ともに非常に多く、多くの課が随意契約をしており、施設管理委託料の金額においても、飛びぬけて多い事が一覧表作成により判明した。また、下水道事業の修繕費3年間の件数・金額においても、株式会社エス・ティ・産業が最多であった。公平性の観点から是正が必要と考える。町長、副町長共に公平性の必要性は認めている。

別紙資料添付 資料 集計表

(2) 上下水道課

分割発注と思われる随意契約が、多くみられる。緊急を理由として1者随意契約が多いと思われる。椎田北部浄化センターでは、令和4年7月に緊急を理由として1者随意契約で流入ポンプ3台のうち1台を交換している。その後緊急を理由に1者随意契約で令和4年9月に購入した流入ポンプは、現在も在庫として保管されている。一般質問でポンプを取り扱える業者は1者だけと発言していたが、取り扱いの出来る業者は他に数者あることが判明した。椎田北部浄化センターの流入ポンプ非常用エンジンポンプは、放置の状態で、流入ポンプ非常用エンジンポンプを整備していれば緊急対応も出来、3年も使用していない流入ポンプを購入する必要はなかったと考える。

椎田北部浄化センターの施設管理は有限会社H社が行っているが、流入ポンプの交換（商品納入と交換修理）は、株式会社エス・ティ・産業が行っていた。西高塚下水処理場の施設管理も有限会社H社が行っているが、放流ポンプの商品納入は株式会社エス・ティ・産業が行い、交換修理は有限会社H社が行っている。椎田北部浄化センターと西高塚下水処理場の対応の違いに疑問が残り、緊急を理由に一者随意契約の正当性は疑問である。

築城浄化センターは、自家発電機のオイル、オイルエレメント、燃料エレメント、凍結剤を毎年交換している。他の施設については、オイル交換等は、何年も行っていない。毎月の九州電気管理技術者協会の検査ではオイルの状況は良くなっている。担当者は、金額や頻度、交換部品については、今後内容をしっかりと精査するとの回答もあった。

(3) 都市政策課

分割発注と思われる随意契約が、多くみられる。当時の担当者も課長も「今言われると、そのように思われる」や「支出科目が違うや場所が違えばいいと思っていた」と発言していた。一例では、同じ部屋でフローリングの工事をし、畳の撤去と床の工事を分け、10万円未満にし、同一の特定業者で随意契約をしていた。畳の部屋をフローリングにする工事にも関わらず、フローリング工事が先に行われ、その後に畳の処分が行われていた。実際の工事と逆の処理になっていた。明らかに、分割発注の処理と言わざる負えない。また、契約金額の妥当性の判断が、不明瞭であった。

(4) 産業課

緊急として、1者随意契約が多くみられる。液肥製造施設長寿命化計画により修理をしているが、緊急として処理をしていると思われる。

令和4年度・5年度の担当者であったT氏は、ほとんどの起案書を作成していないし、印鑑も押していないと証言し、下田課長補佐と証言が食い違っていた。下田課長補佐は、書類を確認してもらい代わりに印鑑を押したとの証言があった。起案者の名前をT氏で書類を作成し、T氏に確認をしてもらい代わりに印鑑を押す行為は、極めて不適切である。また、書類を見せて確認をするのであれば、その場で印鑑の押印が

出来るし、口頭での確認であれば、あるまじき行為である。

T氏は見積の開封立会者になった記憶があまり無く、印鑑を押した覚えがあまりないと証言して、この点も食い違っている。下田課長補佐の証言では、一緒に開封するのではなく、「後から見てもらった」や「同じ部屋にいた」と証言した。企画財政課が配布している事務手順とは大きくかけ離れている。

令和4年10月のコマツのクローラ車（液肥散布車）修理は、書類の日付がおかしく、修理をしたのは、散布業務をしていた人たちとの証言があった。証言（Y証人）や業務日誌では、令和4年10月11日に圧力ポンプが故障し修理をしている。しかし、書類は11月16日から修理をし、12月2日が完成日となっている。担当者や株式会社エス・ティ・産業繁永氏は書類に間違いは無いと証言していた。当時の古市産業課長は、起案書に決裁しており、履行確認調書に検査員として記名、捺印をしている。業務日誌（産業課長の決裁印あり）では、10月12日から12月上旬までコマツのクローラ車（液肥散布車）は稼働しており、書類上の修理期間とは差異がある。当時は、麦の種まき前で液肥散布が非常に忙しい時期で、1か月以上動かないことはありえない。産業課長であれば、わからない訳が無く、当時忙しく現地確認や現物確認をしなくて書類を作成したと証言。「写真や書類だけを見て印鑑を押した」や「この修理のことは、よく覚えていない」というような証言をされ疑義がある。また、立会人に2名の職員と株式会社エス・ティ・産業 代表取締役 繁永千榮子氏が立会したとの記入があるが、現地確認や現物確認をして無ければ、虚偽の書類を作成したことになる。

令和7年10月31日の証人喚問で、株式会社エス・ティ・産業繁永氏と下田課長補佐の2人は、別々の証人喚問にも関わらず、令和4年10月11日に修理をしたと、2人同時に証言を変え、また2人同時に架台の加工は前の週に持ち帰って修理したと発言し、違和感のある証言変更であった。よって、上記の履行確認調書もでたらめな内容となった。

架台を持ち帰るにはポンプを降ろさなければいけないが、10月11日にはポンプが載っており、理解できない証言があった。また、クローラ車の運転は共立メンテナンスの社員が行っており、他の人が故障を見つけることは無理である。このことは下田課長補佐も認めている。当時の従業員の方々に聞いたが、10月11日より前に故障したと証言する人は、誰もいなかった。責任者であったO氏は自分以外が連絡することはないとも証言している。実際にフォークリフトを操作し載せ替えた現場の人の話しや修理途中の写真に当時散布業務をしていた共立メンテナンスの社員が写っており、その方々は主に自分たちが修理をしたとの証言や作業日報、交換したポンプや過去に載っていたポンプの形状（ボルトの位置など）を考慮すれば、10月11日に故障がわかり、その日に修理が完了し、架台の加工は無かったと判断する。よって、修理の支払額は上記の状況を考慮すれば、適正な金額とは言えない。

結果、不適切な事務処理をし、不適切な履行確認調書を作成したと言わざるを得ない。また、業者からの提出書類の日付は、空白で提出され職員が記入していた。

(次ページに別途資料①を添付)

施設修理費等において、株式会社エス・ティ・産業とT工業株式会社は協力会社で、その2者での見積りが多く、事務処理には疑問が残る。

有機液肥製造施設運転委託業務の契約においても、株式会社エス・ティ・産業とT工業株式会社の2者での見積りで決定している。また、令和5年度から有機液肥製造施設（第1）運転委託業務をするようにしたのは、八野副町長の指示との発言もあった。令和7年度から有機液肥製造施設（第2）運転委託業務は1者随意契約で、担当者と株式会社エス・ティ・産業の繁永氏と相談していたと証言があった。また、八野副町長は、9月議会定例会においても相談していたと認識していた。

運転委託業務の契約については、公平性はなく、不透明で適切な処理が行われたとは言い難い状況である。

(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律 第2条4・第2条5)

(刑法第155条 公文書偽造等)

(刑法第156条 虚偽公文書作成等)

(刑法第159条 私文書偽造等)

(刑法第253条 業務上横領罪幇助)

(刑法第62条 �幇助)

資料①

有機液肥製造施設 クロラー圧力ポンプ交換について		
令和4年10月19日起案 一者見積り随意契約		
令和4年10月11日に修理完了済（作業日報より）		
年月日	書類上の内容	実際の工事（作業日報より）
令和4年10月11日		工事完了
令和4年10月19日	起案	
令和4年10月27日	見積書の提出について（依頼）	
令和4年11月7日	見積書の提出、開封作業	
令和4年11月10日	見積書の提出結果（通知）	
令和4年11月16日	工事請負契約書作成日 請負金額 170,500円（税込） 工期 令和4年11月16日から 令和4年12月15日まで	
令和4年11月16日	着工届	
令和4年12月2日	完成届	
令和4年12月6日	履行確認調書	
令和4年12月9日	請求書	
令和4年12月26日	支払い	
・業者担当者と液肥散布業務従業員が、10月11日に修理したことを証言。（証人喚問等）		
・修理後に書類の作成を行っている。（虚偽公文書偽造、有印私文書偽造）		
・液肥散布業務従業員が主に修理をしたと現地調査時に証言。		
・ポンプの載せ替え時に、フォークリフトを運転したと液肥散布業務従業員が証言。		
・修理の内容と支払いの内容が、一致していない。		

(5) 住民生活課

緊急を理由に、1者随意契約が多くみられる。

R D F施設とリサイクルセンターは、施設管理業務と施設修繕費の支払いが同じ特定業者（株式会社エス・ティ・産業）で、同じ従業員で行っているため、人件費分が重複して支払っているのではないかの質問に、時間外や休日出勤で時間の調整をしているので、重複していないとのことであったが、時間外や休日出勤の管理はしていないとのことであった。しかし、後日の証人喚問で、内山課長補佐より時間外や休日出勤の書類があると証言があったので、資料請求し提出をして頂いた。しかし、時間外の状況は、5月の連休明けやお盆、正月明けのゴミが多く出される時期に稼働時間が多くなっている傾向があった。修理時間との整合性はなく、T工業株式会社の下請けが多く、施設管理業務で働いてる社員が、修理をしているのは確実に重複している。また、平成28年度と平成29年度は時間外を支払う契約をしているが、その後は契約書において、時間外を支払うようになっていたため、その説明には少し疑問がある。町長（令和7年11月25日参考人で出席）、副町長（令和7年11月18日参考人で出席）、企画財政課長（令和7年11月14日説明員で出席）も人件費分が重複していることは不適切と認めている。

起案日や見積書の取得、契約書の作成より前で修理が終わっているにも関わらず、2者の見積りをしている。1者見積りでは、指摘をされる可能性があり、体裁を整えようと偽装した疑いがある。事後処理は14件あると証言があり、資料の提出ももらっている。また、業者からの提出書類の日付は、空白が多く職員が記入していた。

R D F施設破袋機刃替工事については、2者の見積書の提出がされる前に修理を着工し、工事請負契約を作成する前に工事が完了している。1か月後に変更契約の書類を作成している。また、株式会社エス・ティ・産業とT工業株式会社の協力会社で見積りをしている。町長も、2者見積りをする必要が無く、不適切な事務処理であると認識され、言語道断で、行政処分の対象になると発言している。

（次ページに別途資料②を添付）

株式会社エス・ティ・産業とT工業株式会社の協力会社での見積りが多く、事務処理に疑問が残る。

ごみクレーン用操作レバー取替については、実際の修理は令和5年3月25日に修理が完了（作業日報より）しているが、令和5年4月4日に起案をしている。その後に2者の見積書を取得し処理をしている。操作レバーの取得は令和5年1月にT工業株式会社に取得の依頼をしている。すでに1月には修理をする業者は決まっていた。その後、年度を超えた事務処理をしていることは問題である。町長の認識も同じであった。（次ページに別途資料③を添付）

また、内山課長補佐は、1つの業者が2者分の見積書を持ってきたことがあると証言し、飲食は特定業者と数回行ったことがあると証言している。

（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為

の処罰に関する法律 第2条4・第2条5)

(刑法第155条 公文書偽造等)

(刑法第156条 虚偽公文書作成等)

(刑法第159条 私文書偽造等)

(刑法第253条 業務上横領罪帮助)

(刑法第62条 帮助)

資料②

R D F 施設破袋機刃替工事について		
令和6年10月21日起案 追加工事令和6年11月18日起案		
令和6年10月26日から工事開始、令和6年10月30日に工事完了（作業日報より）		
年月日	書類上の内容	実際の工事（作業日報より）
令和6年10月21日	起案	
令和6年10月24日	見積書の提出について（依頼）2者	
令和6年10月26日	T工業株式会社 元請負 株式会社エス・ティ・産業 下請負	工事開始
令和6年10月28日	見積書の提出、開封作業	
令和6年10月30日		工事完了
令和6年10月30日	見積書の提出結果	
令和6年11月1日	工事請負契約書作成日 契約金額 1,320,000円（税込）	
令和6年11月18日	変更契約（追加工事）起案	
令和6年11月26日	変更要求書	
令和6年12月2日	工事請負変更契約書作成日 変更契約金額 1,430,000円（税込） 最終契約金額 2,750,000円（税込）	
令和6年12月13日	完成届	
令和6年12月16日	完成検査日	

資料③

ごみクレーン用操作レバー取替について		
令和5年4月4日起案 2者見積り随意契約		
令和5年3月25日に修理完了済（作業日報より）		
年月日	書類上の内容	実際の工事（作業日報より）
令和5年3月25日		工事完了
令和5年4月4日	起案	
令和5年4月6日	見積書の提出について（依頼）	
令和5年4月12日	見積書の提出（SS株式会社）	
令和5年4月13日	見積書の提出（T工業株式会社）	
令和5年4月13日	開封作業	
令和5年4月20日	見積書の提出結果（通知）	
令和5年4月24日	工事請負契約書作成 請負金額 1,012,000円（税込） 工期 令和5年4月24日から 令和5年4月28日まで	
令和5年4月24日	着工届	
令和5年4月28日	完成届	
令和5年5月8日	履行確認調書	
・担当者（課長補佐）が、事後処理をしたことを証言。		
・修理後に書類の作成を行っている。（虚偽公文書偽造、有印私文書偽造）		
・操作レバーは、令和5年1月中旬頃に、課長補佐が依頼し、T工業株式会社が購入していた。		

(6) 学校教育課

分割発注と思われる随意契約があり、同じ業者で日付が近いものがあった。

(7) 生涯学習課

株式会社エス・ティ・産業との随意契約は少ないが、水道工事や電気工事を依頼している。電気屋や水道屋の専門業者でなく、なぜ依頼をしたか不明瞭であった。

(8) 企画財政課・会計課

前企画財政課課長と会計管理者兼会計課課長に事務の流れと問題点について質問をしたが、2人とも「書類の数が多く、特定の業者多い事には気付かなかつた」と説明。一覧表になって初めて気付いたとのことであった。

(9) 株式会社エス・ティ・産業

実質のオーナーである繁永氏は、平成27年築上町再任用職員の時に妻名義で会社を設立している。退職後に自分の技術を生かした仕事をする目的とのことであった。

有限会社F社は、清掃センター設備点検業務委託契約期間が平成29年3月末まであったが、平成28年3月末日での辞退届が出されている。平成28年3月2日には、有限会社F社から株式会社エス・ティ・産業を推薦する書類が出されている。繁永氏は、平成28年3月31日付で退職をしている。平成28年度の清掃センター設備点検業務委託の起案は、平成28年3月22日に起案し同日決裁が完了し、1者随意契約が決められている。また、株式会社エス・ティ・産業からは翌日の平成28年3月23日付の見積書が提出されている。

契約は、平成28年4月1日になっているが、現職時代に会社を設立し、前の会社から推薦をもらい、見積書の提出などの行為は、地方公務員法に違反していると思われる。新川町長、八野副町長や担当職員は、この事実を知って契約をしているのは、重大な責任があると思われる。

(地方公務員法第34条・第38条・第38条の2・第38条の3・第38条の4・第38条の5・第38条の6)

(10) 公益通報

令和4年(2022年)に築上町職員K氏より、内部通報として職員と業者の癒着を前産業課長古市氏に相談したが、事実確認もせず、K氏にも非があると対応をしなかった。前産業課長古市氏からは、「K氏が上司とコミュニケーションをとれるように対応した」というような証言があった。

その結果K氏は、病院に受診し「適応障害」と診断され、令和5年(2023年)4月より休職している。

令和6年(2024年)1月25日にK氏は、前産業課長古市氏から対応をしても

らえないと判断し、直接八野副町長に内部通報として、癒着の話をしたが相手にされず、K氏の業務態度を指摘し、内部通報については対応をされなかった。八野副町長からは、「今までの上司は良い風に言っていない。今までの事、今までの上司全員に文書を書かせる。」と言われたと証言している。

(公益通報者保護法)

(11) 八野副町長

公益通報に関しては、内部告発（公益通報）があったとの認識はなく、築上町公益通報者保護制度実施要綱に記載されている総務課の担当窓口での対応をしてなく、当時者職員には、厳しい対応であったと言わざるを得ない。業務態度と内部告発は別の問題であり、極めて不適切な対応であったと考える。

令和5年度の有機液肥製造施設（第1）運転委託業務委託での契約に関して、契約前に株式会社エス・ティ・産業と職員にて事前に協議を行い、後に株式会社エス・ティ・産業と協力会社の2者にて入札を行い、最終的には株式会社エス・ティ・産業が落札する形となっており官製談合と問われても仕方の無い契約を行っている。

令和7年度には有機液肥製造施設（第2）運転委託業務委託を株式会社エス・ティ・産業と契約を行っているが、公平な契約にならない1者での随意契約を結んでおり、不透明な契約であり、業者選定についても、納得できる答弁ではなかった。

しかし、令和7年1月18日の参考人では、職員を同じ部署で長く置くなど人事の対応については問題があったと発言された。また、事務処理等についても、不適切な処理があったと認め、今後改善したいと言われた。

(12) 新川町長

株式会社エス・ティ・産業の繁永氏の地方公務員法違反については、当時は問題があることの認識はなかったとのこと。

中間報告書に書かれている事は、財務規則上問題が無いと発言していた。しかし、令和7年1月25日の参考人では、不適切な事務処理をしている。財務規則等を見直し、対応したい。職員に対しては、言語道断で懲戒委員会にかけ対応すると発言。

今後は、第三者委員会（外部の調査）はしないし、刑事告発もしないと発言した。

(13) 法令遵守体制や決裁権者の責任

令和7年5月1日付けの企画財政課長名の事務連絡「随意契約に係る事務手続きについて」では、次のような内容が通知されている。内容の一部を抜粋要約すると「随意契約の運用を誤れば、契約が特定業者に偏り、公正を損なう恐れがある。」「1者見積りは災害等、真にやむを得ない場合のみで、業者選定過程を住民一般に説明する責任がある。」「単に過去の実績や業務の精通、特殊な業務等の理由での1者見積り契約は不適切。」「合理的な理由もなく分割して少額随意契約するのは不適切。」である。この

通知で指摘されていることを無視して、多くの担当課で不適切な契約事務処理が行われていることが、百条委員会での資料調査や証言で明らかになった。町長は不適切な事務が行われたのは、「財務規則等に不備がある」、あるいは「必要な規定が整備されていないため」であり、規則を見直す方針を示したが、新たな規則整備が不要とまでは言わぬが、上記の通知を遵守し徹底するだけで、ほとんどの問題は発生しないと思われる。職員の法令遵守の体制については真摯な反省と徹底的な意識改革が必要と考える。

町長を始めとする決裁権者は、決裁した書類には不備が無い等、本人に直接の責任が無い場合でも、決裁後に問題が発覚すれば、応分の管理責任を取るのは当然である。ところが百条委員会で証人は「その時は分からなかった。」「書類に不備は無かった。」

「今思えば不適切。」などの発言に終始して、責任を取ろうとする姿勢には乏しかったと言わざるを得ない。今回、百条委員会で明らかになった不適切な事案については、第3者委員会による調査など適切な調査を行い、責任がある人物に対する処分等を含め、毅然とした対応が必要であると考える。

9 総括（最終報告）

全体的に分割発注と思われる契約があり、職員は「今言わなければ」ということで、工事・物品購入・修理等を10万円未満にする処理をしていたと考える。また、随意契約の金額の妥当性、業者選定の不公平、事務処理の不透明などが見受けられ、事務改善や研修等は必要と考えられる。

2者以上の見積書が必要な場合において、緊急を理由として1者の見積書の随意契約が多くみられる。緊急の理由についても疑義があるものが多い。

住民生活課と産業課においては、協力会社の関係にある業者2者で見積り入札を行っている。また、どちらかの1者が2者分の見積書を持参した証言もあった。

RDF施設では、緊急の修理を実施した日付が、起案日より前で修理が終わっているにも関わらず、2者（株式会社エス・ティ・産業とT工業株式会社は、協力会社）の見積り書を取得し、修理をしたのが株式会社エス・ティ・産業で、T工業株式会社が受注している案件も確認できた。起案日や見積書の取得や契約書作成の前に修理が終わっているにも関わらず、2者の見積りをしている。1者見積りでは、指摘される可能性があり、体裁を整えようと偽装した疑いがある。事後処理は14件あると証言があり、資料の提出ももらっている。また、業者からの提出書類の日付は、空白が多く職員が記入していた。特に、見積書の日付の記入は、極めて不適切であり、不正の根源である。

年度を超えた事務処理や部品の発注後に工事を行い、その後に2者の見積りを取得するなど不適切な事務処理（不正な事務処理）があった。このことは、新川町長も言語道断と発言している。

RDF施設・リサイクルセンター・液肥センターは、管理業務委託を株式会社エス・

ティ・産業と契約をしているが、施設管理業務で働いている職員が施設修理をした場合にも修繕費等の支払いをしており、人件費分を重複して支払っている。時間外や休日出勤で時間の調整をしているので、重複していないとの証言はあったが、その証明は出来ていないし、契約上はそのようになっていない。このことについては、町長、副町長共に不適切と認めている。

有機液肥製造施設のクローラ車（液肥散布車）修理は、修理をしたのは、散布業務をしていた人たちとの証言があった。証言（Y証人）や業務日誌では、令和4年10月11日に圧力ポンプが故障し修理をしている。しかし、書類は11月16日から修理をし、12月2日が完成日となっている。担当者や株式会社エス・ティ・産業繁永氏は書類に間違いは無いと証言していた。当時の古市産業課長は、起案書に決裁しており、履行確認調書に検査員として記名、捺印をしている。古市元産業課長は、当時忙しく現地確認や現物確認をしなくて書類を作成したと証言した。ただ、履行確認調書の立会人に2名の職員と株式会社エス・ティ・産業 代表取締役 繁永千榮子氏が立会したとの記入があるが、現地確認や現物確認の立会が無ければ、虚偽の書類を作成したことになる。

令和7年10月31日の証人喚問で、株式会社エス・ティ・産業繁永氏と下田課長補佐の2人は、別々の証人喚問にも関わらず、令和4年10月11日に修理をしたと、2人同時に証言を変え、また2人同時に架台の加工は前の週に持ち帰って修理したと発言し、違和感のある証言変更であった。よって、上記の履行確認調書もでたらめな内容となった。

架台を持ち帰るにはポンプを降ろさなければいけないが、10月11日にはポンプが載っており、理解できない証言があった。また、クローラ車の運転は共立メンテナンスの社員が行っており、他の人が故障を見つけることは無理である。このことは下田課長補佐も認めている。当時の従業員の方々に聞いたが、10月11日より前に故障したと証言する人は、誰もいなかった。責任者であった〇氏は自分以外が連絡することはありえないとも証言している。実際にフォークリフトを操作し載せ替えた現場の人の話しや修理途中の写真に当時散布業務をしていた共立メンテナンスの社員が写っており、その方々は主に自分たちが修理をしたとの証言や作業日報、交換したポンプや過去に載っていたポンプの形状（ボルトの位置など）を考慮すれば、10月11日に故障がわかり、その日に修理が完了し、架台の加工は無かったと判断する。よって、修理の支払額は上記の状況を考慮すれば、適正な金額とは言えない。

結果、不適切な事務処理をし、不適切な履行確認調書を作成したと言わざるを得ない。また、業者からの提出書類の日付は、空白で提出され職員が記入していた。

また、職員と業者との癒着や不正の可能性の内部通報（公益通報）を、対応しなかった前産業課課長古市氏や八野副町長は、非常に大きな責任があると考える。

町長・副町長は、当初は百条委員会の調査を非難していたが、11月の委員会に参考人として出席された時は、不適切な事務処理であると認識されていた。また、新川町長は、職員の行為は言語道断で、行政処分の対象になると発言もされた。

このような問題を解決するため、執行部は内部調査（第三者機関や監査）をしっかりとすべきと考える。

10 証言拒否等

（1）証人の出頭拒否、参考人の出席拒否の状況

なし

（2）証人の証言拒否の状況

なし

（3）虚偽の証言、自白の状況

・クローラ車（液肥散布車）の修理については、産業課 下田課長補佐、株式会社エス・ティ・産業職員 繁永氏は令和4年10月11日に修理し、事務処理の日付は違うと証言。（自白）

・住民生活課 内山課長補佐から起案書の作成について、14件の事後の事務処理をした証言し、資料を提出。（自白）

・産業課 下田課長補佐は、元産業課職員 T氏の印鑑を押印したと証言をしたが、確認してもらうか内容を言った後に押印したとの証言もあった。（自白）

（4）記録の提出拒否の状況

・職員が長期休暇のため、資料の提出拒否とは認定しがたいが、住民生活課（RDF施設）残業時間のデータ提出がされていない。見つかり次第となっている。

（令和7年12月4日時点で未提出）

・清掃センターの契約書の一部（内訳関係書類）が、見つからないと提出されていない。

（令和7年12月4日時点で未提出）

（5）宣誓拒否の状況

なし

11 告発

（1）告発の状況

なし

（2）告発の取下げ

なし

12 調査経費

(1) 調査経費に関する議会の議決の状況

令和7年度分 100万円以内（当初議決 令和7年6月18日）

300万円以内（変更議決 令和7年9月19日）

(2) 経費支出額（令和7年度）

節	内容	金額（円）
費用弁償（委員）	日当	298,000
費用弁償（証人等）	日当	90,000
旅費	証人の旅費	300
手数料／郵送料	手数料や文書等の郵送	17,820
映像加工	映像加工（ユーチューブ用）	268,400
議事録作成業務委託料	議事録作成費用	1,263,057
合計		1,937,577

令和8年1月9日現在（支払予定を含む）

13 その他

- ・証人喚問（証人）の議会側の極秘情報を役場内で共有して、職員の守秘義務違反があった。情報の流失の経緯は郵便の情報であったと、総務課長より説明があった。
- ・前産業課長 古市証人と株式会社エス・ティ・産業社員 繁永証人が証人喚問の前日（令和7年8月7日）に町長室において、百条委員会の秘密会について協議をしていた。二人が町長室を訪れたことは、町長・総務課長に確認済みである。
- ・その後、築上町新川町長、前産業課長古市証人、株式会社エス・ティ・産業代表取締役繁永証人社員繁永証人連名それぞれから、申し入れ、申立、意見表明・質問状が令和7年8月7日・8日に提出された。（別紙資料添付）
- ・その後、令和7年8月27日付で、回答をした。（別紙資料添付）

添付資料 令和4年度・5年度・6年度業者への支出件数と
上位5社の件数と金額（水道、下水道会計を除く）

課室局名 【集計】
※水道、下水道会計除く

①_1 10節 需用費 (06 施設修繕費)

年 度	支出件数	上位5社	支出件数	金 額
令和4年度	643	株式会社エス・ティ・産業	105	20,596,360
			60	4,011,986
			56	3,069,680
			54	1,057,100
			39	1,955,063
令和5年度	632	株式会社エス・ティ・産業	123	19,862,826
			79	6,111,250
			68	4,711,627
			37	908,820
			26	2,238,170
令和6年度	538	株式会社エス・ティ・産業	83	24,054,745
			65	4,142,604
			63	4,448,840
			50	1,168,150
			35	2,202,420

①_2 10節 需用費 (07 物品修繕費)

年 度	支出件数	上位5社	支出件数	金 額
令和4年度	333	株式会社エス・ティ・産業	32	1,637,942
			23	1,163,492
			19	673,750
			17	692,373
			17	608,564
令和5年度	314	株式会社エス・ティ・産業	38	2,614,066
			25	1,127,885
			23	1,130,064
			20	1,247,338
			20	976,873
令和6年度	289	株式会社エス・ティ・産業	34	2,023,161
			27	1,239,260
			20	692,076
			19	710,721
			18	1,085,174

①_3 12節 委託料 (01 施設管理委託料)

年 度	支出件数	上位5社	支出件数	金 額
令和4年度	1,002	株式会社エス・ティ・産業	170	19,065,695
			131	1,296,212
			108	1,046,760
			51	7,417,542
		株式会社エス・ティ・産業	43	34,305,700
令和5年度	1,004	株式会社エス・ティ・産業	162	18,329,609
			132	1,338,012
			108	1,046,760
			58	7,376,787
		株式会社エス・ティ・産業	52	39,854,100
令和6年度	952	株式会社エス・ティ・産業	167	17,385,599
			132	1,617,000
			120	1,178,760
		株式会社エス・ティ・産業	52	42,076,760
			50	7,193,494

添付資料 令和4年度・5年度・6年度業者への支出件数と
上位5社の件数と金額（下水道会計）

課室局名 上下水道課

1款 下水道事業費用

1項 営業費用 2目 処理場作業費 20節 修繕費

※一般会計 10節 需用費 06施設修繕費 07物品修繕費 に相当

年 度	支出件数	上位5社	支出件数	金 額
令和4年度	25	(株)エス・ティ・産業	16	5,498,658
			3	3,335,310
			2	1,843,600
			1	550,000
			1	231,000
令和5年度	20	(株)エス・ティ・産業	11	5,170,570
			5	3,919,300
			1	5,390,000
			1	1,936,000
			1	99,000
令和6年度	32	(株)エス・ティ・産業	14	7,981,784
			4	5,525,300
			2	825,000
			2	459,800
			2	10,230

1款 下水道事業費用

1項 営業費用 5目 総係費 17節 委託料

※一般会計 12節 委託料 07業務委託料 に相当

年 度	支出件数	上位5社	支出件数	金 額
令和4年度	26	(株)エス・ティ・産業	12	428,340
			7	3,219,700
			6	356,400
			1	1,799,600
令和5年度	18	(株)エス・ティ・産業	7	4,561,000
			6	386,100
			4	428,340
			1	543,125
令和6年度	19	(株)エス・ティ・産業	7	8,342,000
			6	445,500
			4	428,340
			1	92,400
			1	36,300

4款 資本的支出

1項 建設改良費 1目 管渠建設費 23節 工事請負費

※一般会計 14節 工事請負費 01工事請負費 に相当

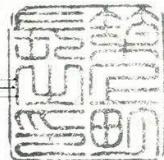
年 度	支出件数	上位5社	支出件数	金 額
令和4年度	14	(株)エス・ティ・産業	2	44,708,400
			2	41,266,500
			2	39,695,700
			2	30,793,400
			2	25,971,000
令和5年度	9	(株)エス・ティ・産業	2	44,298,100
			2	42,297,200
			2	39,453,700
			2	20,748,200
			1	715,000
令和6年度	8	(株)エス・ティ・産業	2	48,268,000
			2	46,581,700
			2	38,053,400
			1	14,817,000
			1	13,200,000

係	係長	局長補佐	局長	議長
小野	瀬戸			

7 築総第 080701 号
令和 7 年 8 月 7 日

築上町議会
議長 塩田文男様

築上町長 新川久



特定業者との随意契約に関する調査特別委員会に対する申し入れ

令和 7 年第 2 回築上町議会定例会における発議第 2 号により設置された特定業者との随意契約に関する調査特別委員会について、下記のとおり申し入れます。

記

1. 委員会出席職員への対応について

- (1) 説明員として出席した職員に対して、説明事項以外の質問がなされ、また、尋問に近い内容についての回答を求める機会が見受けられることから、説明員として出席した職員に対しては、説明事項以外の質問は行わないこと。
- (2) 前述の説明事項以外の質問等において、精神的苦痛を訴える職員も出てきていることから、適正及び適法な対応を行うこと。
- (3) 説明事項については、出席要請日前での提出が多く見受けられるので、遅くとも 3 日前までに提出をいただきたい。
- (4) 証人として出頭する職員に対しては、地方自治法第 100 条第 2 項の規定により、民事訴訟に關係する法令が準用されることから、これに基づいた措置を行うこと。

2. 記録提出請求について

- (1) 記録提出請求内容が抽象的な案件が見受けられることから、記録が特定できる内容にて記録提出請求を行っていただきたい。
- (2) 1 件の請求内容に対しての記録が多大であり、かつ提出期限が短いため、通常業務に支障が生じていることから、提出期限について一定の配慮をいただきたい。



3. 調査特別委員会の運営について

- (1) 職員が説明員として出席した、公開された状況の中での調査特別委員会において、特定の業者名及び同業者が請け負った内容についての質問がなされ、また、前述のとおり尋問に近い内容に対しての回答も求められた状況にある中で、証人として職員が出頭する際に秘密会として開催する理由を示していただきたい。
- (2) 前述のとおり、説明員として、公開された調査特別委員会に出席した職員において、精神的苦痛を訴える職員が出てきていることから、秘密会として開催された調査特別委員会に職員が出席する際は、適正及び適法な対応を行うこと。また、証人の言動を確認したいので、町執行部職員の参席を認めていただきたい。

令和7年8月27日

築上町
町長 新川 久三 様

築上町議会
議長 塩田 文男

特定業者との随意契約に関する調査特別委員会
委員長 武道 修司

町長の申し入れに対する回答について

令和7年8月7日付の申し入れに対して、令和7年8月13日に口頭での回答をしましたが、再度文書にて下記のとおり回答します。

記

1. 委員会出席職員への対応について

【質問項目】

(1) 説明員として出席した職員に対して、説明事項以外の質問がなされ、また、尋問に近い内容についての回答を求める機会が見受けられることから、説明員として出席した職員に対しては、説明事項以外の質問は行わないこと。

【回答】

説明員については、基本事前に示している項目で質問をしていますが、資料等が必要なく、日常の業務でお答えいただく場合があります。真相を究明するため、説明員に細かい説明を求めることに対し、拒否されるのであれば証人喚問の方法で行わなければなりません。

証人喚問は、偽証罪の適用等があり、職員は当初は説明員として説明をして頂き、疑義がある場合は、証人喚問をと委員会で申し合わせをしましたが、執行部より証人喚問で行ってほしいということであれば、今後「偽証罪」が適用される証人喚問で行いたいと思います。

【質問項目】

(2) 前述の説明事項以外の質問等において、精神的苦痛を訴える職員も出てきていることから、適正及び適法な対応を行うこと。

【回答】

精神的苦痛とはどのような事ですか。適正及び適法で行っていますが、いかにも違法な事をやっているように言われていますが、どのようなところが違法なのですか。

【質問項目】

- (3) 説明事項については、出席要請日前日での提出が多く見受けられるので、遅くとも3日前までに提出をいただきたい。

【回答】

説明事項については、前日になることもありましたが、基本的には日常業務や過去の事務処理に関するものなので、前もって打ち合わせが必要ではないと思います。今後は極力早めに質問項目を通知したいと思います。

【質問項目】

- (4) 証人として出頭する職員に対しては、地方自治法第100条第2項の規定により、民事訴訟に関する法令が準用されることから、これに基づいた措置を行うこと。

【回答】

法令に基づいて調査をしています。ご指摘の点を詳しく説明して下さい。

2. 記録提出請求について

【質問項目】

- (1) 記録提出請求内容が抽象的な案件が見受けられることから、記録が特定できる内容にて記録提出請求を行っていただきたい。

【回答】

資料の提出については、当委員会で調査を行うために必要な書類を請求しています。疑義がある場合は、その都度ご質問・ご指摘をお願いします。

【質問項目】

- (2) 1件の請求内容に対しての記録が多大であり、かつ提出期限が短いため、通常業務に支障が生じていることから、提出期限について一定の配慮をいただきたい。

【回答】

資料が多く時間がかかる場合は、事務局と相談してもらうよう指示しています。間に合わない場合は、事務局と調整の上、連絡が来ています。

3・調査特別委員会の運営について

【質問項目】

- (1) 職員が説明員として出席した、公開された状況の中での調査特別委員会において、特定の業者名及び同業者が請け負った内容についての質問がなされ、また、前述のとおり尋問に近い内容に対しての回答も求められた状況にある中で、証人として職員が出頭する際に秘密会として開催する理由を示していただきたい。

【回答】

調査特別委員会として、職員には説明員として必要な質問をしています。尋問に近

いやり方という指摘であれば、今後は証人喚問で行いたいと思います。

秘密会については、個人情報やプライバシーの侵害になる可能性が予想される場合や証人が発言しやすいように、傍聴を許可しないようにし、秘密会にしています。終了前に証人に通達をした上で、証人喚問終了後に非公開（秘密会）の解除をしています。議事録の作成や中間報告、ユーチューブ配信などで住民の皆様には公開をしていきたいと考えています。

【質問項目】

（2）前述のとおり、説明員として、公開された調査特別委員会に出席した職員において、精神的苦痛を訴える職員が出てきていることから、秘密会として開催された調査特別委員会に職員が出席する際は、適正及び適法な対応を行うこと。また、証人の言動を確認したいので、町執行部職員の参席を認めていただきたい。

【回答】

前の質問で答えたように、後日議事録やユーチューブ配信などでご確認をお願いします。我々は、適正及び適法な対応を行っていると考えています。職員の精神的苦痛の原因は我々の運営にあるのですか。運営に問題があれば、ご指摘をお願いします。我々は、職員の説明の内容で法令に違反している可能性があることを指摘しています。そのことでの精神的苦痛ではないですか。

精神的苦痛の理由を提示して下さい。その内容で問題があれば、当調査特別委員会で検討させて頂きたいと思います。

係	係長	局長補佐	局長	議長
小野	瀬戸			

令和7年8月7日

築上町議会
議長 塩田文男様

元産業課長 古市照雄



証人出頭請求書（第11回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会）
に係る申立について

標記の件について、令和7年8月8日開催予定の第11回調査特別委員会については秘密会にて開催とされていますが、第10回までと同様に会議公開の原則から公開での開催について申し立てます。

また、調査特別委員会は民事訴訟法を準用すると定められていることから、民事訴訟規則第108条に基づき尋問事項書の添付をお願いします。



令和7年8月27日

前産業課長 古市 照雄 様

築上町議会
議 長 塩田 文男

特定業者との随意契約に関する調査特別委員会
委員長 武道 修司

証人出頭請求書（第11回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会）に係る申立についての回答について

平素より議会活動に対しまして、ご理解とご協力を頂きまして、誠にありがとうございます。

標記の件の申し立てについて、先日直接口頭で説明をさせて頂きましたが、下記のとおり書面にて説明をさせて頂きます。

記

今までの当調査特別委員会では、築上町職員の説明員の場合、公開で開催しましたが、証人喚問の場合は、非公開（秘密会）としています。理由は、証人喚問は偽証罪の適用があり傍聴者がいた場合、当事者にしてみれば負担が大きくなり正確な答弁が出来なくなることや質問事項で個人情報や個人のプライバシーの問題に関係する恐れがあるなどを考慮し、非公開（秘密会）としています。但し、会議終了前に証人に説明し、非公開を解除し公開することを決定していますので、後日議事録やユーチューブでの配信予定となつており、結果的に公開となります。今後は証人として出席して頂く場合は、公開での検討をさせて頂きます。

また、民事訴訟規則第108条の尋問事項書については、裁判所の裁判長に提出と理解していますが、今後回答を準備されたいとのことであれば、基本的な尋問事項を通知させて頂きたいと思います。

今後とも、築上町議会の活動に対しまして、ご理解ご協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

係	係長	局長補佐	局長	議長
小野	瀬			

令和7年8月7日

築上町議会 塩田 文男 議長 殿

株式会社 エス・ティ・産業
代表取締役 繁永 千榮子
繁永 哲也



秘密会形式に対する意見表明

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より貴委員会の調査活動に対し、深い敬意を表します。

さて、貴委員会より弊社に対し、「秘密会」における出席および答弁の要請を受けております件につきまして、以下のとおり申し入れをさせていただきます。

弊社は、これまで町との委託業務において誠実に対応してまいりました。
しかしながら、令和7年6月議会において複数の議員より弊社名が公然と言及され、
さらにその内容がYouTubeや議会だよりなどの媒体を通じて広く周知されている現状
を踏まえますと、今さらながら「秘密会」の形式で審議されることについて、かえつ
て透明性に欠け、弊社としても不本意であると感じております。

本来であれば、公正中立な議会調査の在り方としても、公開の場での説明機会をいた
だき、正当な主張を直接町民の皆様にもご理解いただくことが、議会としての責務に
も資するものと確信しております。

つきましては、弊社に関する調査の場について、秘密会ではなく公開での審議とされ
ますよう、ここに正式に申し入れをさせていただきます。

なお、本申し入れは、あくまで弊社としての透明性を重視する立場からの要望であ
り、貴委員会の調査権限を否定する趣旨のものではないことを申し添えます。
また、万が一、公開が認められない場合には、後日当日の議事録等について情報開示
請求を行う予定であることを併せてお伝え申し上げます。
何卒、趣旨ご理解の上、ご配慮賜りますようお願い申し上げます。

敬具



係	係長	局長補佐	局長	議長
小野	瀬戸			

令和7年8月8日

築上町議会 塩田 文男 議長 殿

株式会社 エス・ティ・産業

代表取締役 繁永 千榮子

繁永 哲也



質問状

拝啓 盛夏の候、貴委員会におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より議会活動を通じ、町政の適正な運営にご尽力いただいておりますことに、深く敬意を表します。

さて、令和7年6月議会にて数名の議員より弊社に関する質疑が行われたことを契機に、百条調査特別委員会が設置され、弊社に関する調査が進められております。

その質疑内容は YouTube や議会だより等で公表されており、弊社名が広く知られる状況となっております。

また、質疑内容につきまして、一部の議員が個人の SNS 等で取り上げ発信しているとの複数の情報を確認しております。

こうした発信が、町民や関係者の誤解を招くおそれがあることについて、弊社としては慎重に受け止めております。

弊社といたしましては、本件に関し貴委員会にご関心を寄せられていることを真摯に受け止め、必要な説明を行うなど誠実に調査に協力してまいる所存です。

このような状況を踏まえ、弊社としては現在の調査の経緯および視点を正確に把握し、誠実に対応したく存じます。

つきましては、下記の4点について事実関係および委員会としてのご見解をお伺いいたく、文書にてご回答を賜りますようお願い申し上げます。

①【百条委員会の設置理由について】

随意契約は弊社に限らず、他の業者とも行われていると理解しておりますが、弊社に関しては「件数が多い」という理由のみで百条調査特別委員会が設置されたのでしょうか。

当該設置に至った根拠について、委員会としてのご見解をお聞かせいただければ幸いです。



②【業務への影響について】

百条委員会の設置により、町との契約業務に限らず、個人や他法人との業務にも支障が生じる可能性がございます。

実際に、取引先等からの事実確認の問い合わせも複数寄せられており、弊社の信用に影響が及びかねない状況であると認識しております。

このような弊社の実情について、委員会としてどのように受け止めておられるか、ご認識をお聞かせください。

③【百条委員会の発端に関する情報源について】

一般質問や今回の調査の背景として、第三者からの情報提供、あるいは内部関係者による指摘があったのではないかとの声を耳にしております。

これらの情報が委員会にどのような経緯で寄せられたのか、委員会として把握されている範囲でご説明いただければ幸いです。

④【情報提供に関する守秘義務の取扱いについて】

仮に、役場職員または弊社関係者が、正式な手続きを経ることなく情報を提供していた場合には、守秘義務の観点から一定の留意が必要であるものと認識しております。

情報提供の過程において、守秘義務が適切に保たれているかについて、委員会としてどのようにご認識・ご対応されているか、ご教示いただけますと幸いです。

誠に恐れ入りますが、上記4点につきましては、令和7年8月末日までに書面にてご回答賜れますと幸甚に存じます。

本状は、弊社の説明機会の確保および透明性の向上を目的としており、委員会の調査権限を否定する意図は一切ございません。

何卒ご趣旨をご理解いただき、誠意あるご対応をお願い申し上げます。

敬具

令和7年8月27日

株式会社 エス・ティ・産業
代表取締役 繁永 千榮子 様
繁永 哲也 様

築上町議会
議長 塩田 文男

特定業者との随意契約に関する調査特別委員会
委員長 武道 修司

意見表明、質問状に対する回答について

平素より議会活動に対しまして、ご理解とご協力を頂きまして、誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、下記のとおり書面にて回答をさせて頂きます。

記

秘密会形式に対する意見表明について

意見表明につきましては、先日口頭で質問をされ回答しましたが、文面にて回答をさせて頂きます。

今までの当調査特別委員会では、築上町職員の説明員の場合は、公開で開催しましたが、証人喚問の場合は、非公開（秘密会）としています。理由は、証人喚問は偽証罪の適用があり傍聴者がいた場合、当事者にしてみれば負担が大きくなり、正確な答弁が出来なくなることや質問事項で個人情報や個人のプライバシーの問題に関係する恐れがあるなどを考慮し、非公開（秘密会）としています。但し、会議終了前に証人に説明し、非公開を解除し公開することを決定していますので、後日議事録やユーチューブでの配信予定となっており、結果的に公開となります。今後は証人として出席して頂く場合は、公開での検討をさせて頂きます。

何卒ご理解頂きますよう、お願い申し上げます。

質問状に対する回答

① 百条委員会の設置の理由について

令和7年第2回築上町議会定例会において、発議第2号「特定業者との随意契約における公平性の調査に関する決議について」で提案され、提案理由は、「築上町における特定業者との随意契約が継続的に行われており、契約の公平性、透明性に懸念があるため、『特定業者との随意契約に関する調査特別委員会』を設置し、本件の調査を行うものである。」となっています。件数のみだけではなく、御社のみを対象にという事ではありません。

尚、調査特別委員会設置の発議は、全会一致（除斥3名、退席1名）で可決されました。

② 業務への影響について

調査特別委員会で現在調査中ではありますが、件数・金額ともに御社との随意契約が多く、公平性の観点を調査しています。なぜ職員が御社に依頼する件数が多いのか、御社との随意契約が適正に処理されているのかを調査しています。業務への影響がどのような理由で支障が生じるのかは、私どもとしても分かりません。もし、風評被害が発生しているのであれば、早急に中間報告をし、調査状況を住民の皆様をはじめ、町関係者に報告したいと考えています。調査内容を早く公表することが、私どもも必要と考えています。

③ 百条委員会の発端に関する情報源について

内部通報（公益通報）で、報告した内容を前産業課長や副町長が対応しなかったため、外部告発をされたと思います。公益通報者保護法の観点から、告発の報告を受けた議員も慎重に行動し、情報開示請求や他業者からの情報を慎重に調査し、調査特別委員会設置に至ったものと考えています。

④ 情報提供に関する守秘義務の取扱いについて

公益通報による情報提供は、守秘義務違反には該当しないと考えています。当初、前産業課長や副町長が適正に処理されなければいけない事案であったと考えています。職員の守秘義務については、しっかりと対応して頂けなければいけないと考えていますが、不正を知り対応しないのは問題であると考えます。今回告発された職員について、公益通報者保護法に基づき、不利益の無いようにして頂けなければいけません。不正を知り対応しなければ、不正をしたのと同様ではないでしょうか。告発内容が不正か不正ではないのかを調査するのは我々や町執行部の役割だと考えています。

刑法の抜粋

(公文書偽造等)

第百五十五条 行使の目的で、次の各号に掲げるいずれかの行為をした者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。

- 一 公務所若しくは公務員の印章若しくは署名（以下この章、第百六十五条及び第百六十七条において「印章等」という。）を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画（以下この章において「文書等」という。）を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章等を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書等を偽造する行為
- 二 公務所若しくは公務員の電磁的記録印章等（印章等として表示されることとなる電磁的記録をいう。以下この章、第百六十五条及び第百六十七条において同じ。）を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき電磁的記録文書等（文書等として表示されて行使されることとなる電磁的記録をいう。以下この章において同じ。）を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の電磁的記録印章等を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき電磁的記録文書等を偽造する行為
- 2 公務所若しくは公務員が押印し若しくは署名した文書等又は公務所若しくは公務員が電磁的記録印章等を使用して作成した電磁的記録文書等を変造した者も、前項と同様とする。
- 3 前二項に規定するもののほか、公務所若しくは公務員の作成すべき文書等若しくは電磁的記録文書等を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した文書等若しくは電磁的記録文書等を変造した者は、三年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

(虚偽公文書作成等)

第百五十六条 公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書等若しくは電磁的記録文書等を作成し、又は文書等若しくは電磁的記録文書等を変造したときは、印章等又は電磁的記録印章等の有無により区別して、前二条の例による。

(私文書偽造等)

第百五十九条 行使の目的で、次の各号に掲げるいずれかの行為をした者は、三月以上五年以下の拘禁刑に処する。

- 一 他人の印章等を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書等を偽造し、又は偽造した他人の印章等を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書等を偽造する行為
- 二 他人の電磁的記録印章等を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する電磁的記録文書等を偽造し、又は偽造した他人の電磁的記録印章等を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する電磁的記録文書等を偽造する行為
- 2 他人が押印し若しくは署名した権利、義務若しくは事実証明に関する文書等又は他人

が電磁的記録印章等を使用して作成した権利、義務若しくは事実証明に関する電磁的記録文書等を変造した者も、前項と同様とする。

3 前二項に規定するもののほか、権利、義務又は事実証明に関する文書等又は電磁的記録文書等を偽造し、又は変造した者は、一年以下の拘禁刑又は十万元以下の罰金に処する。

(業務上横領)

第二百五十三条 業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、十年以下の拘禁刑に処する。

(帮助)

第六十二条 正犯を帮助した者は、従犯とする。

2 従犯を教唆した者には、従犯の刑を科する。

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律

(定義)

第二条

- 4 この法律において「入札談合等」とは、国、地方公共団体又は特定法人（以下「国等」という。）が入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法（以下「入札等」という。）により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に当該行為を行わせること等により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為をいう。
- 5 この法律において「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員（以下「職員」という。）が入札談合等に関する行為であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。
 - 二 契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。
 - 三 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。
 - 四 特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは默示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幇ほう助すること。

(職員に対する損害賠償の請求等)

第四条

- 7 入札談合等関与行為を行った職員が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の八第一項（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十四条において準用する場合を含む。）の規定により賠償の責めに任すべき場合については、第二項、第三項（第二項の調査に係る部分に限る。）、第四項（第二項の調査の結果の公表に係る部分に限る。）及び第五項の規定は適用せず、地方自治法第二百四十三条の二の八第三項中「決定することを求め」とあるのは、「決定することを速やかに求め」と読み替えて、同条（地方公営企業法第三十四条において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

7 築議第 100301 号
令和 7 年 10 月 3 日

築上町代表監査委員 小出 正貴 様

築上町議会
議長 塩田 文男

監査及び結果報告の請求について

令和 7 年 10 月 3 日第 19 回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会の会議において、次の事項について地方自治法第 98 条第 2 項の規定により監査を求め、その結果について報告を請求することを議決したので、令和 7 年 11 月 14 日までに報告されるよう請求します。

記

- 1 令和 4 年 10 月 19 日起案
有機液肥製造施設 クローラ圧力ポンプ交換に関する事項
- 2 令和 6 年 10 月 21 日起案、令和 6 年 11 月 18 日起案
RDF 施設破袋機刃替工事に関する事項
- 3 令和 5 年 4 月 4 日起案
RDF 施設ごみクレーン用操作レバー取替に関する事項
- 4 築城浄化センターの自家発電機が毎年オイル交換をしている現状について
- 5 椎田北部浄化センターで、購入後 3 年以上放置されているポンプについて
- 6 都市政策課の分割発注について
 - ①畳の撤去とフローリング工事
 - ②清掃作業の号数違い
 - ③ベランダ清掃の部屋違い

※準備が整ったものから順次、報告されるようお願いいたします。



係	係長	局長補佐	局長	議長
小野	瀬戸			

7 築監第121202号
令和7年12月12日

築上町議会議長 塩田 文男 様

築上町監査委員 小出 正貴
築上町監査委員 高野 秀紹



令和7年度 地方自治法第98条第2項の請求に基づく監査に係る 結果の報告について

地方自治法第98条第2項の請求により、第199条第1項及び第2項、築上町監査委員監査基準第1条及び第2条第1項第2号の規定による監査をしたので、同法第199条第9項、同基準第1条第2項及び第14条第1項及び第2項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 監査の種類：地方自治法第98条第2項の請求による監査（行政監査）
2. 対象課：産業課、住民生活課、上下水道課、都市政策課
3. 報告書：別紙報告書のとおり



令和 7 年度 地方自治法第 98 条第 2 項
の請求に基づく監査に係る結果報告書
(産業課)

築上町監査委員

令和 7 年 12 月

目 次

第1 監査の実施概要

1	監査の種類	1
2	監査の基準	1
3	監査の対象及び対象期間	1
(1)	監査の対象	1
(2)	監査の対象期間	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の実施要領	2
(1)	実施期間	2
(2)	事情聴取及び現地調査の期間及び場所	2
(3)	提出を求めた資料	2

第2 監査の結果及び意見

1	事情聴取及び現地調査から明らかになった事項について	3
(1)	概要について	3
(2)	圧力ポンプ交換関連書類での施工日と実際の施工日との相違について	3
(3)	現地に赴かない検査について	3
2	意見及び改善策	4
(1)	圧力ポンプ交換関連書類について	4
(2)	検査について	4
(3)	改善策について	4

第1 監査の実施概要

1 監査の種類

令和7年6月18日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の規定により、築上町議会に、「特定業者との随意契約に関する調査特別委員会」（以下、「百条委員会」）が設置された。議会での議決後、令和7年10月3日付で、築上町議長より、地方自治法第98条第2項に基づく請求を受理し、監査した。

また、監査の種類としては、地方自治法第199条第2項による行政監査である。

2 監査の基準

この監査は、築上町監査委員監査基準（令和2年3月18日監査委員告示第1号）に準拠している。

3 監査の対象及び対象期間

議会からの監査請求では、4課が対象であったが、この報告書は下記の課のみを対象とする。

（1）監査の対象

ア) 所管課：産業課 資源循環係

イ) 業者：株式会社エス・ティ・産業

ウ) 内容：令和4年10月19日起案 有機液肥製造施設 クローラ圧力ポンプ
交換に関する事項（起案等では、「クロラー」との表記であるが、正しくは「クローラ」。）

金額：170,500円

予算科目：10節 需用費、07 物品修繕費

備考：令和6年7月1日より、「有機液肥」から「液肥」に変更。

令和4年度時点では、「有機液肥」の表記である。

当報告書では、当時の固有名詞は、「有機液肥」と表記する。

（2）監査の対象期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで（令和4、5、6年度）

4 監査の着眼点

起案からの契約手続、検査等まで、合規性の面から適切に実施されているか。

5 監査の実施要領

(1) 実施期間

令和7年10月3日(金)から 令和7年11月28日(金)

(2) 事情聴取及び現地調査の期間及び場所

事情聴取及び現地調査の期間及び場所は、下表のとおりである。

事情聴取 場所：築上町監査委員事務局			
10月29日(水)	13時30分から	事情聴取	元職員1名
11月6日(木)	9時50分から	事情聴取	職員1名

現地調査 場所：築上町第1・第2液肥製造施設及び高塚圃場			
11月6日(木)	14時00分から	現地調査	職員2名

(3) 提出を求めた資料

今回、提出を求めた資料は、下表のとおりである。

資料内容一覧表

提出された書類
<ul style="list-style-type: none">・令和4年度 液肥センター修繕関係（起案他一式）・令和4年度 支出負担行為決議書（写）・令和4年度 支出命令書（写）・請求書（写）・令和4年度 液肥およびリン酸利用実績について（10月、11月、12月報告）（起案）、液肥利用料の納付について（鑑）、液肥散布 業務報告書、業務日誌、散布日誌・令和2年3月27日締結 築上町包括業務委託契約書、業務別仕様書【業務名：液肥散布業務及びアグリパーク管理業務】（抄）（写）

- ・資料は、原本を提出
- ・提出資料の一覧表の添付及びデータ提出
- ・提出資料に支出が伴うものは、歳出整理簿を提出

第2 監査の結果及び意見

1 事情聴取及び現地調査から明らかになった事項について

(1) 概要について

まず、液肥散布用クローラ車とは、直接、圃場の中に入って、液肥を散布するために、運転席、タンク及び圧力ポンプ等が設置されているキャタピラー車である。公道の走行が禁止されているため、圃場や液肥製造施設等までの移動は、別の車両に乗せて運んでいる。築上町には、コマツ社製とヤンマー社製の2台がある。

圧力ポンプについて、コマツ社製用とヤンマー社製用では互換性がなく、対象となっているコマツ社製用圧力ポンプは、今回、交換したポンプを含めて、3台ある。

液肥散布業務について、令和2～4年度の複数年契約で、株式会社共立メンテナンスに業務委託をしていた。

(2) 圧力ポンプ交換関連書類での施工日と実際の施工日との相違について

実際の圧力ポンプ交換等を行った日については、事情聴取及び散布日誌の記録により、令和4年10月11日であることを確認した。

しかし、書類上では、工期は令和4年11月16日から12月15日、完成日は12月2日であり、実際に交換した日より、書類上の工期の方が後である。

本来であれば、契約締結後に交換作業を実施するべきであるが、交換作業後に契約書類を作成したことを事情聴取でも確認した。

(3) 現地に赴かない検査について

受注者から完成届が提出され、検査員（当時の課長）は受注者より提出された書類（写真含む）により履行を確認し、履行確認調書に記名・押印している。この際、現地確認は行われなかった。

作業自体は、当時、保管中であったポンプとの交換であり、小規模である。提出写真には実際に作業している状況は写っており、ポンプ交換が実施されたことを推認できる内容であった。ただし、写真台帳の表紙に工期の欄はあるものの、工期の日付の記入がなく、また、写真には撮影日付及び撮影場所の明示がない。このことから、後日検証の観点から記録性に欠けるものであった。

2 意見及び改善策

(1) 圧力ポンプ交換関連書類について

散布日誌について、クローラ車は、コマツ社製とヤンマー社製の2台があるが、これらを区別して記載していない。備品の適正管理の観点からも、築上町車両管理規則（平成18年1月10日規則第14号）に準じ、これら2台のどちらを使用したのか、明確な記載が必要である。

圧力ポンプが故障した日について、10月11日付けの散布日誌及び業務日誌には「ポンプ故障、修理・交換」、さらに業務日誌には「S T産業」と記載されていた。当時の情報は、このたった一文であり、これのみでは、当時の状況を確認するには情報が不足している。備品の適正管理の観点からも、圧力ポンプの交換伺い起案、または、故障の報告起案に、故障した日時、場所、状況等を明確に記載すべきであった。

さて、契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び第5号の規定で、緊急を理由として1者随意契約を行っている。しかし、圧力ポンプ交換が終了した10月11日の8日後である、10月19日に圧力ポンプ交換の起案をし、11月16日に契約締結している。

つまり、契約書に記載された工期と実際の履行日が一致しておらず、契約手続の根本である事前契約の原則に反しており、契約事務として適正を欠く事務処理であったと言える。

(2) 検査について

築上町建設工事、物件の買入れ等検査規程（平成18年1月10日訓令第17号）によると、工事、修繕、業務委託及び物件の買入れの検査について、その方法については、特に言及がないものの、契約履行の確認は、現地確認により行うことが適当である。

しかし、修繕や工事等の場合、施工部分が最終的に覆われてしまう場合は、むしろ、写真でなければ確認できないため、現地の状況に適合する方法が優先される。また、小規模または軽微な修繕の場合、写真等による検査も合理的と解される。

本件においては、作業中の写真が存在し、圧力ポンプの交換は実施されている。ただし、写真には工期、撮影日付及び撮影場所等の証拠性が欠けており、確認方法の記録性・客觀性の確保に課題があると考える。

(3) 改善策について

ア) 緊急時の書類作成に、適性を欠く事務処理が行われていた。このようなことが

生じないよう、令和7年9月から、暫定的に、「緊急工事請負契約書」の運用を開始している。また、「築上町財務規則等庁内検討委員会」にて、各規則等の修正が検討されており、担当課からの意見を充分に汲み、作業現場を担当する課の事務負担軽減と合規性の両方に寄与するものになるよう望むものである。

イ) 指定検査員及び検査員は、検査の基本が現地確認であることを再認識し、現地での確認を行うこと。ただし、小規模な修繕等の場合は、この限りではない。

また、同時に、今後は、築上町でも職員の人手不足が予測される。国の法令等のアナログ規制の点検・見直しの動きを踏まえ、デジタル技術を活用する等、現地確認によらない確認方法を検討するよう希望する。

ウ) 写真確認を行う場合は、手続の適正確保の観点から、施工前・施工後を明確に記録すること。さらに、工期、撮影日付、場所等を記録することが望ましい。

エ) 契約担当課(企画財政課)は、履行確認調書等に確認方法(現地・写真等)を明記する等、確認経過を後日、検証可能なかたちで残すように指導する。

監査請求詳細説明

1. 令和4年10月19日起案

有機液肥製造施設 クローラ圧力ポンプ交換について

特定業者との随意契約に関する調査特別委員会での調査状況

令和4年10月のコマツのクローラ車（液肥散布車）修理の書類は、整合性がないと思われる。

証言（[REDACTED] 証人）や業務日誌では、令和4年10月11日に圧力ポンプが故障し修理をしている。また、修理をしたのは、散布業務をしていた人たちとの証言（[REDACTED] 証人）があった。（令和7年7月29日（火）第8回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会での証言）

書類は11月16日から修理をし、12月2日が完成日となっている。下田課長補佐や株式会社エス・ティ・産業繁永氏は書類に間違いは無いと証言している。

当時の古市産業課長は、起案書に決裁しており、履行確認調書に検査員として記名、捺印をしている。

業務日誌（産業課長の決裁印あり）では、10月12日から12月上旬までコマツのクローラ車（液肥散布車）は稼働しており、書類上の修理期間とは差異がある。

当時は、麦の種まき前で液肥散布が非常に忙しい時期で、液肥散布車が1か月以上動かないことはありえない。産業課の作業日報や会計課の液肥散布費納入記録を確認すればわかると思われる。

古市前産業課長は、「書類だけを見て印鑑を押した」と証言をしている。
(令和7年8月8日（金）第11回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会での証言)

監査依頼重点項目

1. 書類上の修理期間と証言、業務日誌などの整合性がなく、つじつまが合わないことを、どのように思われますか。

2. 履行確認調書の書類作成にあたり、検査員として書類だけを見て記名、捺印することは、適切な事務処理と思われますか。

参考資料

令和4年10月19日起案

有機液肥製造施設 クローラ圧力ポンプ交換についての書類一式

令和4年10月～12月の液肥散布記録

令和 7 年度 地方自治法第 98 条第 2 項
の請求に基づく監査に係る結果報告書
(住民生活課)

築上町監査委員

令和 7 年 12 月

目 次

第1 監査の実施概要

1	監査の種類	1
2	監査の基準	1
3	監査の対象及び対象期間	1
(1)	監査の対象	1
(2)	監査の対象期間	1
4	監査の着眼点	2
5	監査の実施要領	2
(1)	実施期間	2
(2)	事情聴取及び現地調査の期間及び場所	2
(3)	提出を求めた資料	2

第2 監査の結果及び意見

1	令和6年度RDF施設破袋機刃替工事について	3
(1)	事情聴取及び現地調査等から明らかになった事項について	3
(2)	意見及び改善策	5
2	令和5年4月4日起案、RDF施設ごみクレーン用操作レバー取替について	6
(1)	事情聴取及び現地調査等から明らかになった事項について	6
(2)	意見及び改善策	7
3	まとめ	8

第1 監査の実施概要

1 監査の種類

令和7年6月18日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の規定により、築上町議会に、「特定業者との随意契約に関する調査特別委員会」（以下、「百条委員会」）が設置された。議会での議決後、令和7年10月3日付で、築上町議長より、地方自治法第98条第2項に基づく請求（以下、「当該請求」）を受理し、監査した。なお、補足資料として、「監査及び結果報告の請求に係る詳細説明資料について」（以下、「詳細説明資料」）が提出された。

また、監査の種類としては、地方自治法第199条第2項による行政監査である。

2 監査の基準

この監査は、築上町監査委員監査基準（令和2年3月18日監査委員告示第1号）に準拠している。

3 監査の対象及び対象期間

議会からの監査請求では、4課が対象であったが、この報告書は下記の課のみを対象とする。

（1）監査の対象

ア) 所管課：住民生活課 清掃施設管理係

イ) 業 者：T工業株式会社、S S株式会社

ウ) 内 容：
・令和6年10月21日起案、令和6年11月18日起案 R D F 施設
破袋機刃替工事に関する事項

金 領：2,750,000円

予算科目：16. 01. 02. 01 環境施設基金事業（ごみ処理施設維持
管理）10節 需用費、06 細節 施設修繕費

・令和5年4月4日起案 R D F 施設ごみクレーン用操作レバー取
替に関する事項

金 領：1,012,000円

予算科目：16. 01. 02. 01 環境施設基金事業（ごみ処理施設維持
管理）10節 需用費、06 細節 施設修繕費

（2）監査の対象期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで（令和4、5、6年度）

4 監査の着眼点

起案からの契約手続、検査等まで、合規性の面から適切に実施されているか。

5 監査の実施要領

(1) 実施期間

令和7年10月3日(金)から 令和7年11月28日(金)まで

(2) 事情聴取及び現地調査の期間及び場所

事情聴取及び現地調査の期間及び場所は、下表のとおりである。

事情聴取 場所：築上町監査委員事務局			
11月5日（水）	10時13分から	事情聴取	職員1名 ※課長補佐、事務担当者は休職中であり、事情聴取は実施していない。

現地調査 場所：築上町清掃センター・リサイクル施設			
11月10日（月）	13時30分から	現地調査	職員1名 ※課長補佐、事務担当者は休職中であり、現地調査に同席していない。

(3) 提出を求めた資料

今回、提出を求めた資料は、下表のとおりである。

・資料内容一覧表

提出された書類
・令和6年度 施設設備運転業務委託
・令和5年度 ごみクレーン用操作レバー取替
・令和4、5年度 操業日誌（令和4年3月25日、令和4年4月24日から28日）（写）
・令和4、5、6年度 R D F 施設ごみクレーン点検表
・令和5、6年度 当初歳出予算要求書
・令和6年度 R D F 施設破袋機刃替工事
・令和5、6年度 操業日誌（令和5年12月1日から令和6年2月28日、令和6年10月1日から11月29日）（写）
・令和4、5、6年度 R D F 施設年次点検完了報告書

- ・資料は、原本を提出
- ・提出資料の一覧表の添付及びデータ提出
- ・提出資料に支出が伴うものは、歳出整理簿を提出

第2 監査の結果及び意見

1 令和6年度RDF施設破袋機刃替工事について

(1) 事情聴取及び現地調査等から明らかになった事項について

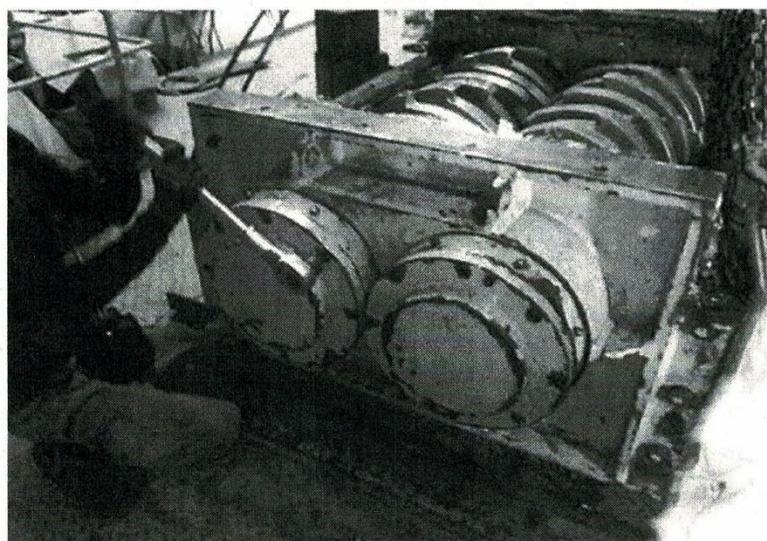
- ア) 破袋機とは、RDF施設のごみ処理の行程で、ごみ袋を破るための据付機械である。駆動する軸と従動する軸が水平に設置されており、2軸には、それぞれ回転刃が取り付けられている。その間にゴミ袋が入り、袋が破れる仕組みである。
- イ) 令和6年10月21日の起案及び随意契約理由書においても、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号との記載があり、緊急の場合に該当する第5号ではない。
- 令和5年10月1日から2日、15日から16日に実施した、令和5年度RDF施設年次点検完了報告書には、破袋機の刃に対する修繕が必要等の指摘はなかった。
- ウ) 本工事の起案日は10月21日、決裁日は10月23日、見積依頼書の送付は10月24日、契約締結日は11月1日である。操業日報により、工事は契約締結前の令和6年10月26日に着工していたことを確認した。

下記は、事務処理と実際の工事工程の進行表である。

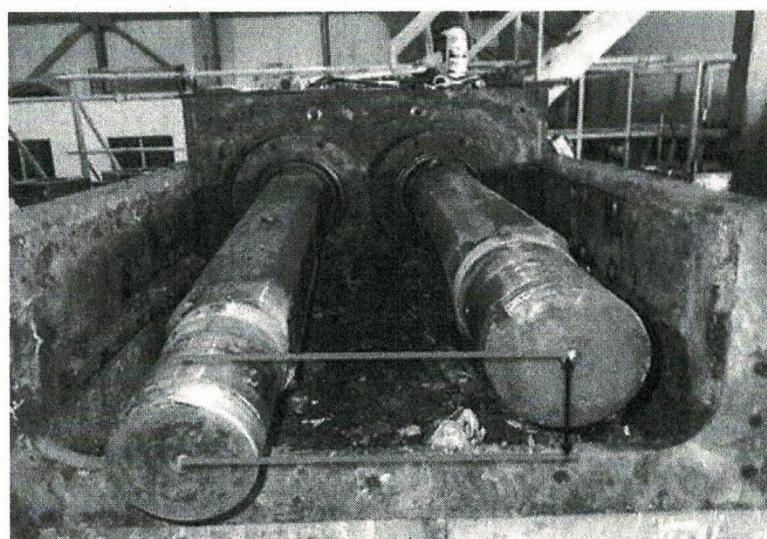
令和6年度 RDF施設破袋機刃替工事 事務処理と実際の工事工程の進行表

日付	契約手続	日付	支出伝票処理	日付	実際の工事工程
10/21	起案				
10/23	決裁				
10/24	見積依頼書発送				
				10/26	工事着工
				～	基軸破損確認
10/28	見積開封			～	追加工事実施
				10/30	工事完成
11/1	契約締結 (工期始期)	11/1	支出負担行為 起票		
11/26	工事請負契約 内容変更要求				
12/2	変更契約締結	12/2	支出負担行為 (変更)起票		
12/13	工事完成				
		12/25	支出命令起票		
1/29	(工期終期)				

エ) 破袋機は、回転刃と軸が一体となって稼働する仕組みとなっている。回転刃の交換作業中に、水平に取り付けられている2本の軸のうち、従動軸が下方に下がっていることが判明し、追加工事が必要になった。軸が下がった原因は、軸受けのベアリングが摩耗していたためである。



出典：令和6年度 R D F施設破袋機刃替工事 工事写真帳 工事記録書 No.15



出典：令和6年度 R D F施設破袋機刃替工事 工事写真帳 部品取替 1 No.8

※交換のため、破袋機から回転刃を取り外すと、軸が下がっていることが判明した。

なお、令和5、6年度の回転刃の交換工事についての実施状況については、下記の表のとおりである。

令和5、6年度 R D F 施設破袋機刃替工事 実施状況表

年度	概要	実際の着工日 (工事日数)	支出日	契約額	支出額
R 5	回転刃交換工事	R5/12/24 (2日間)	R6/2/6	1,320,000円	1,320,000円
R 6	回転刃交換工事	R6/10/26 (5日間)	R6/12/25	1,320,000円	2,750,000円
	回転軸補修 (追加工事増額分)			1,430,000円	

(2) 意見及び改善策

ア) 緊急工事が否かについて

百条委員会では、課長補佐から「緊急工事のため起案日より先に工事を行った」という証言があったとしている。しかし、起案及び随意契約理由書では、緊急工事である旨の記載がない。

課長補佐や事務担当者からの事情聴取はできなかつたため、緊急工事だったとは判断できない。

イ) 2者からの見積が必要なのかについて

2者からの見積を徴取したことについて、随意契約理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」により、工事は、ごみ処理に支障が生じないよう、最短で交換作業を行う必要があるため、構造を熟知し実績がある業者とした旨の記載がある。

本来、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号は1者随意契約の要件であり、矛盾点がある。しかし、課長補佐や事務担当者からの事情聴取はできなかつたため、2者から見積を徴取した経緯及び状況は不明である。

ウ) 分割発注について

まず、本契約は、3頁の「令和6年度 R D F 施設破袋機刃替工事 事務処理と実際の工事工程の進行表」に示したように、契約締結前に工事に着工しており、法令違反であることは明らかである。

当初、刃替工事のみの予定で見積依頼をしたが、契約締結前に刃替工事に着工し、その際、軸受等の破損が判明し、補修工事が必要となった。これにより、追加で工事を発注しなければならなくなつた。

また、詳細説明資料において、「追加工事を行った記録がなく、当初から275万円の工事だとわかつて分割した疑いがある」としている。

操業日報の備考欄には、令和6年10月26日から30日までの5日間、「・破袋機

刃交換工事（T工業）」と記載がある。当初工事、追加工事を区別して記載しなかつたことについては、課長補佐や事務担当者からの事情聴取はできなかつたため、不明である。

工事日数について、令和5年度は2日、令和6年度は5日を要している。これを鑑みるに、令和5年度は、刃替工事のみを実施し、令和6年度は、刃替工事と追加工事を実施した。これは、業務の効率性を考慮し、一緒に実施したためと思われる。

破損部は容易に確認及び補修可能な箇所ではないため、交換のため軸から回転刃を取り外し、初めて、軸受等の異常に気づいたことを考えても、最初から軸受等の補修工事がわかっていたとは言えず、分割発注にはあたらないと思われる。

エ) 見積書等の日付について

詳細説明資料において、「契約時等の日付の改ざんは財務規則に反してはいないか」とあるが、築上町財務規則（平成18年1月10日規則第38号）に日付についての定めはない。しかし、一般的に書類の日付を空欄で出した場合、日付の改ざん等の不正行為を疑われる可能性がある。

令和6年度RDF施設破袋機刃替工事は、契約締結前に工事に着工し、工事完成後に、契約手続のため事実と異なる書類を作成する等、不適切な事務処理だったと判断できる。

当然のことであるが、契約に関する書類は、事実に基づき作成するものである。不正行為を疑われることがないよう、正しい契約事務処理について周知徹底するよう要望する。

2 令和5年4月4日起案、RDF施設ごみクレーン用操作レバー取替について

（1）事情聴取及び現地調査等から明らかになった事項について

ア) 令和4年度の清掃センター内ごみクレーン等の年次点検は、令和4年12月3日から4日に実施された。年次点検の完了報告書には、ごみクレーン用操作レバーに不具合があり、至急、取替える必要がある、と明記されていた。

ごみクレーン操作レバーの修繕費は、令和5年度の当初歳出予算に計上されていた。しかし、操業日報により、令和5年3月25日に取替工事を実施していたことを確認した。なお、課長補佐及び事務担当者は休職中のため、事情聴取できていない。

その日時点での10節 需用費、06細節 施設修繕費の令和4年度の予算残額は8,846,149円あり、取替えに係る修繕費は予算の範囲内であった。

修繕伺いの起案日は、年度が替わった令和5年4月4日、契約締結日は令和5年4月24日である。

後任の住民生活課長への事情聴取により、課長補佐が「書類の作成前にごみクレー

ン用操作レバーの取替えは完了していた」と、話していたことを確認した。

- イ) ごみクレーン用操作レバー取替工事は、T工業株式会社と契約を締結していたが、操業日報には、令和5年3月25日にS S株式会社が工事を実施した旨の記載があった。両者は、見積を徴取した2者であるが、詳細については不明である。
- ウ) 操業日報より、令和5年3月25日にごみクレーン用操作レバーの取替えを実施している。令和5年4月24日に契約締結、令和5年5月24日に令和5年度予算から支出をしている。これにより、取替工事をした年度と支出をした年度が異なっていることを確認した。

(2) 意見及び改善策

ア) 書類の作成前に工事が完了していたことについて

課長補佐や事務担当者からの事情聴取はできていないが、操業日報等から書類の作成前に工事は完了していたと判断できる。

契約は原則として予定価格の決定、見積徴取等の手続を経て締結されるものである。本件は、工事完成後に契約書等が作成されており、契約事務における手続の順序を著しく誤っている、不適切な事務処理である。

イ) 2者見積が違法行為である可能性について

ごみクレーン用操作レバー取替工事の業者選定をするにあたり、T工業株式会社とS S株式会社の2者に見積依頼をし、T工業株式会社と契約を締結している。この2者が協力会社の関係にあったかについては、後任の現住民生活課長は認識していないかった。また、課長補佐や事務担当者については、休職中のため確認できない。

違法行為の可能性について、協力会社の関係にある2者から見積を徴取することは、手続上は妨げられないが、競争性や価格決定に対し疑念を持たれる可能性はある。しかし、これにより直ちに違法行為の可能性について断言することはできない。

今後は、可能な限り、協力関係にない複数業者からの見積徴取を行うことが望ましい。

ウ) 地方自治法の会計年度独立の原則に違反することについて

地方自治法 第208条 第2項には、「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。」とある。

この原則があるため、繰越明許費（地方自治法 第213条）、事故繰越し（地方自治法 第220条 第3項）、継続費の遞次繰越し（地方自治法 第212条）、これら3つ以外の方法で、現年度の予算を次年度に繰越し、執行することはできない。

今回の一連の業務は、地方自治法の会計年度独立の原則に違反していると言える。

3　まとめ

対象になった2件については、工事完成後に契約書等を作成した、会計年度独立の原則に違反していた等、複数の法令違反や疑惑を抱かせる行為が確認された。今一度、基本に立ち戻り、業務を再確認するためにも、全職員を対象とした契約事務等に関する研修を実施することを要望する。

住民生活課、産業課、上下水道課等では、緊急で、工事や修繕等が必要となる事態も数多く発生する。これに対応するため、令和7年9月から、「緊急工事請負契約書」の暫定的な運用を開始した。さらに、「築上町財務規則等庁内検討委員会」にて、各規則等の見直しが検討されており、特に専門的な技術を必要とする業務に関わる部署に対しては、適切な現場対応と正確な事務処理ができるよう、協議していただきたい。

また、長期にわたり出先機関に配属されていた職員には、正しい情報が共有されにくく、結果、不適切な事務処理を行っていたと思われる。計画的な人事異動を行うことにより、業務の幅が広がることによって、知識や技術を蓄え、また、人間関係を築き、相談や報告がしやすい環境を整えることもできると思われる。適所適材を考慮しながら、適切な人事配置をすることを切望する。

令和5年4月4日起案「クレーン操作レバーの取り替え工事」に関して
百条委員会での調査状況をもとに重点的に監査をお願いしたいこと

1. 書類の作成前に工事が完了していること

作業日報によれば、令和5年3月25日の1日で、[REDACTED]により、実際の取り替え工事は終了しているが 書類は令和5年4月4日の起案書から始まる。つまり、起案や契約の前に作業は完了している。

さらに百条委員会では内山証人より、令和5年3月25日の実際の工事実施日より前に [REDACTED] 工業に対して、部品の確保を依頼したとの証言を得た。(令和7年8月22日 第13回委員会) この時から [REDACTED] 工業は工事に事実上着手した訳であり、内山センター長から口頭での工事依頼が行われた時点で、町と [REDACTED] 工業との契約は成立していると思われ、[REDACTED] [REDACTED] は [REDACTED] 工業の下請け業者であると判断される。(民法では口頭のみでも契約は成立する)

この工事は起案書記載の通り、事前の年次点検報告書で指摘されていた事項であり、何ら緊急性は無い。したがって書類作成が後になったことは、単なる職務怠慢であり、正当化できる理由は皆無である。

2. 2者見積りが違法行為である可能性

起案から契約に至る事務処理では [REDACTED] 工業と [REDACTED] の2者見積りでの随意契約としているが、この2者は恒常に協力会社の関係にあり、2つの見積りに独立性がなく、談合行為（見積り前の価格の打合せ等）が強く疑われる。

役場担当者も [REDACTED] 工業に依頼した後で、[REDACTED] が工事に来ているので、見積り依頼前にこの2者が元請けと下請けの関係の協力会社であることは認識している。

[REDACTED] は [REDACTED] 工業の下請けとして工事を実施しているので、[REDACTED] [REDACTED] は [REDACTED] 工業より、[REDACTED] 工業から契約金額より低い金額で下請け作業を受注しているはずである。それにもかかわらず、[REDACTED] は町からの見積り依頼に対して、[REDACTED] 工業よりも高額な金額の見積書を提出している。このようなことはこの2者による談合行為がなければ、あり得ない。

2者見積りは、適正な契約金額を算定するための参考見積りであるとの、言い訳も聞かれ

たが、それであれば下請け業者、協力会社である [REDACTED] に依頼すべきではなく、
[REDACTED] 工業と無関係の会社に依頼すべきである。

仮に [REDACTED] 工業と無関係の会社に見積りを依頼した場合は、[REDACTED] 工業の見積りよりも、低い金額の見積書が提出される可能性も否定できず、もしそうなっても、すでに工事が完了している契約を、その低い金額の見積書を出した者と契約することは不可能で、[REDACTED] 工業の見積りよりも高い金額の見積りを提出してくれと、町から [REDACTED] に指示があつた可能性も否定できない。

つまり [REDACTED] への見積り依頼が価格決定の参考にするためだという理由が成立する余地はない。

この 2 者見積り自体が、書類の体裁を整えるための、欺瞞的行為だと思われる所以、官製談合行為の疑いとともに、重大な虚偽公文書作成行使にあたると思われる。

3. 地方自治法の会計年度独立の原則に違反していること

最後に令和 5 年 3 月、すなわち令和 4 年度中に完了している工事を、令和 5 年 4 月の起案、すなわち令和 5 年度予算で処理していることは、地方自治法の会計年度独立の原則に反する明確な法律違反で、この支払いは法律の根拠が無く行われたものである。

参考資料

- ・令和 5 年 4 月 4 日起案「クレーン操作レバーの取り替え工事」書類一式
- ・作業日報
- ・[REDACTED] 工業と [REDACTED] の協力関係契約書

工事名：RDF施設破袋機刃替工事
起案日：令和6年10月21日（月）
実質工事期間：令和6年10月26日（土）～10月30日（水）（作業日報より）
契約日：令和6年11月1日（金）
見積書開封日：令和6年10月28日（月）
工期：令和6年11月1日（金）～令和7年1月29日（水）

- ・緊急工事ではなく、年次点検から工事を行うことがわかっていた工事である。5日間、清掃センター内での大工事であり、事前に材料等を前もって準備をしておく必要があるため、緊急工事ではないと思われる。
- ・「緊急工事のため起案日より先に工事を行った」という証言があったが、なぜ緊急工事ならそもそも2者（エス・ティ・産業、■工業）の見積りが必要なのか。
- ・当初132万円で2者見積り、その後変更契約し143万円の増額、合計275万円（税込）になっているが、そもそも令和6年10月26日（土）より工事を始め、令和6年10月30日（水）の5日間の工事以降の破袋機刃替工事は、作業日報から確認しても追加工事を行った記録がなく、当初から275万円の工事だとわかって分割した疑いがある。
- ・■工業の■氏の証言によると、見積書や納品書、請負契約等の契約書に関する日付の部分は空欄で出していたとの事。よって、日付だけの手書きの書類が多数あるが、契約時等の日付の改ざんは財務規則に反してはいないか。

参考資料：令和6年10月26日（土）～令和7年1月29日（水）作業日報

令和 7 年度 地方自治法第 98 条第 2 項
の請求に基づく監査に係る結果報告書
(上下水道課)

築上町監査委員
令和 7 年 12 月

目 次

第1 監査の実施概要

1	監査の種類	1
2	監査の基準	1
3	監査の対象及び対象期間	1
(1)	監査の対象	1
(2)	監査の対象期間	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の実施要領	1
(1)	実施期間	1
(2)	事情聴取及び現地調査の期間及び場所	2
(3)	提出を求めた資料	2

第2 監査の結果及び意見

1	築城浄化センターの自家発電機が毎年オイル交換をしている現状について	3
(1)	事情聴取及び現地調査から明らかになった事項について	3
(2)	意見及び改善策	4
2	椎田北部浄化センターで、購入後3年以上放置されているポンプについて	5
(1)	事情聴取及び現地調査等から明らかになった事項について	5
(2)	意見及び改善策	5
3	まとめ	6

第1 監査の実施概要

1 監査の種類

令和7年6月18日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の規定により、築上町議会に、「特定業者との随意契約に関する調査特別委員会」（以下、「百条委員会」）が設置された。議会での議決後、令和7年10月3日付で、築上町議長より、地方自治法第98条第2項に基づく請求を受理し、監査したものである。

また、監査の種類としては、地方自治法第199条第2項による行政監査である。

2 監査の基準

この監査は、築上町監査委員監査基準（令和2年3月18日監査委員告示第1号）に準拠している。

3 監査の対象及び対象期間

議会からの監査請求では、4課が対象であったが、この報告書は下記の課のみを対象とする。

（1）監査の対象

- ア) 所管課：上下水道課 下水道係（当時）
- イ) 業 者：株式会社エス・ティ・産業
- ウ) 内 容：
 - ・築城浄化センターの自家発電機が毎年オイル交換をしている現状について
 - ・椎田北部浄化センターで、購入後3年以上放置されているポンプについて

（2）監査の対象期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

4 監査の着眼点

起案からの契約手続、検査等まで、合規性の面から適切に実施されているか。

5 監査の実施要領

（1）実施期間

令和7年10月3日（金）から 令和7年11月28日（金）まで

(2) 事情聴取及び現地調査の期間及び場所

事情聴取及び現地調査の期間及び場所は、下表のとおりである。

事情聴取 場所：築上町監査委員事務局			
11月4日（火）	9時00分から	事情聴取	職員2名

現地調査 場所：築城浄化センター、椎田北部浄化センター			
11月4日（火）	13時30分から	現地調査	職員2名

(3) 提出を求めた資料

今回、提出を求めた資料は、下表のとおりである。

・資料内容一覧表

提出された書類
<ul style="list-style-type: none">・令和4年度 椎田北部浄化センター流入ポンプ購入 事績・令和4、5、6年度 支払伝票締め処理状況一覧（北部ポンプ流入、築城共栄社、豊州公益社（公共、北部、西部、西高塚））・令和6年度 築城浄化センター及びマンホールポンプ施設維持管理業務委託 契約書綴・令和6年度 椎田浄化センター及びマンホールポンプ施設維持管理業務委託 契約書綴・令和6年度 椎田北部浄化センター（輪生館）維持管理業務委託 契約書綴・令和6年度 西高塚地区排水処理場維持管理業務委託 契約書綴・令和6年度 施設管理に係る単価契約綴・令和6年度 築城浄化センター汚泥処分及び汚泥運搬 履行確認書・令和6年度 その他施設関係【特環】築城浄化センター処理施設 管理月報 築城共栄社・令和6年度 その他施設関係【公共】椎田浄化センター処理施設 管理月報 豊州公益社・令和6年度 その他施設関係【農排】椎田北部浄化センター（輪生館）管理月報 豊州公益社・令和6年度 その他施設関係【農排】西高塚地区排水処理場 管理月報 豊州公益社・令和6年度 その他施設関係【農排】コンポスト施設 管理月報（豊州公益社）・令和6年度 その他施設関係【農排】北部・西高塚水質検査、中継ポンプ場・点検清掃等、西部地区中継ポンプ場点検・令和4、5年度 築城浄化センター 自家発電機エンジン点検手数料（負担行為兼支出命令書コピー、請求書コピー、履行確認書（写真原本）、起案原本、見積書コピー）・令和6年度 築城浄化センター 自家発電機オイル交換（負担行為兼支出命令書コピー、請求書コピー、履行確認書の写真原本、起案原本）・令和4、5、6年度 非常用予備発電設備点検表・産業用エンジン取扱説明書（エンジン型式F E 6型、F E 6 T型）日産ディーゼル

- ・資料は、原本を提出
- ・提出資料の一覧表の添付及びデータ提出
- ・提出資料に支出が伴うものは、歳出整理簿を提出

第2 監査の結果及び意見

1 築城浄化センターの自家発電機が毎年オイル交換をしている現状について

(1) 事情聴取及び現地調査等から明らかになった事項について

- ア) 築城浄化センターの非常用自家発電機は、日産社製のディーゼルエンジンを用いた据置型の発電機であり、停電時に機能の一部を維持するために設置されている。点検、試運転等を除いた非常時での運転実績はない。また、町内4か所ある下水道処理場のうち、築城浄化センターのみに設置している。よって、他の施設でのオイル交換の実績はない。
- イ) 非常用自家発電機の点検（法定点検）について、九州電気管理技術者協会が毎月実施しており、オイル等の状態に異常はない。
- ウ) 平成24年度に、施設管理業務を委託している業者より、取扱説明書にエンジンのオイル交換が必要と記載されているとの報告を受けた。その内容は、オイル、オイルエレメント、燃料エレメントについては毎年交換、凍結防止剤は2年に1回交換が推奨されるというものであった。
- エ) 日産社製のディーゼルエンジンであり、一般的な自動車整備より高度な点検が必要であったため、日産のディーラーに問い合わせましたが、オイル交換はできないと回答された。そのため、役場側からオイルを支給し、施設管理業者がオイル交換を実施した。しかし、ディーゼルエンジンの専門知識がないため、故障等につながる恐れがあることから、それ以降、オイル交換を実施できないままであった。
- 令和2年度に、株式会社エス・ティ・産業に問い合わせたところ、可能であるとの回答があり、それ以降、毎年依頼している。
- オ) 金額の妥当性について、ディーゼルエンジンのオイル交換ができる業者が他に見つからなかつたため、他の業者と金額の比較をしたことはない。
- カ) 各年のオイル交換時に購入したオイル200のうち、約130を使用し、約70残る。残ったオイルは、予備として施設内に保管し、翌年のオイル交換時には、1年前に開封しているため使用には適さないと判断し、株式会社エス・ティ・産業が処分している。
- なお、議会からの監査請求内容に、「約3年分の在庫として築城浄化センターに保管されていた」とあるが、事情聴取及び現地調査の結果、毎年、前年分を処分しており、保管は1年分のみであることを確認した。

(2) 意見及び改善策

ア) 毎年オイル交換等をする必要性について

取扱説明書では、1年ごとのオイル交換が推奨されている。九州電気管理技術者協会の毎月点検では「状態：異常認めず」と評価されており、また他の非常用自家発電機を設置している施設では、オイル等の交換が複数年行われていない事例も確認されている。

一方、運転実績が極めて少ない非常用自家発電機の場合、他の地方公共団体における一般的な管理実務としては、点検時においてオイル劣化なしと判断される場合は、交換周期を2～3年とする例も確認された。

築城浄化センターは、平成18年の供用開始から約19年経過しており、必要性は否定できない。しかし、実運転実績や点検記録を踏まえると、交換周期については、複数年での実施も検討してほしい。

イ) 金額の妥当性について

令和4～6年度まで、オイル交換作業について毎年99,000円（税込）の支出をしている。

一般的な非常用自家発電機（50kw級）のオイル交換にかかる費用の相場は、エンジンオイル（12～15ℓ）、オイルエレメント交換、燃料エレメント交換、凍結防止剤補充、作業工賃（点検・交換・試運転）等、これらを含めて約45,000円～110,000円（税込）程度である。本件の99,000円（税込）はこの幅に収まっており、概ね妥当な範囲内にあると判断される。

ただし、今後は、部品費・作業工賃・点検項目等を明確に区分した見積書の提出を求め、また、複数業者から見積を徴することが望ましい。

さらに、作業の履行後、業者から提出される写真について、件名、撮影場所、日付等を明確に記録することが望ましい。

ウ) エンジンオイルの在庫管理について

一般的に、エンジンオイルは開封後の保管期間は1～2年が推奨されている。高温多湿環境では性能劣化の可能性があるものの、適切に在庫管理がされていれば、毎年20ℓを購入する必要はなかったのではないかと考えられる。

在庫管理については一定の不備があったと判断され、改善が必要である。オイルの在庫管理簿（年度ごとの記録、残量確認等）の整備をすることが望ましい。

2 椎田北部浄化センターで、購入後3年以上放置されているポンプについて

(1) 事情聴取及び現地調査から明らかになった事項について

- ア) 椎田北部浄化センターの流入ポンプ及び非常用エンジンポンプは、それぞれ3基ずつある。流入ポンプは、1基に負荷がかかりすぎないよう、1基ずつ順番に稼働している。流入ポンプの故障や施設が停電した場合、非常用エンジンポンプが稼働し、汚水を汲み上げる仕組みとなっている。
- しかし、非常用エンジンポンプは3基すべて故障し修繕されていない。これは修繕には高額な費用が必要になると認識していたためである。なお、今年度実施する施設の機能診断の結果により、修繕もしくは交換するかを検討する予定である。
- イ) 流入ポンプを購入するにあたり、1者随意契約で契約したが、それは、町内では株式会社エス・ティ・産業しか取扱いがないと認識していたためである。
- また、価格については、当該ポンプメーカーである新明和工業株式会社やインターネットで市場価格を確認していた。百条委員会に出席する中で、他社からも仕入れができる可能性を認識した。
- ウ) 故障していないものの、予備の流入ポンプを購入した理由は、年度当初に3基のうち1基が経年劣化と思われる原因により故障したため、交換を実施した。残りの2基も故障したポンプと同時期に設置していることから、経年劣化による不具合が同様に生じた際、早急に交換作業が実施できるように対応するためである。また、流入ポンプは発注後、すぐには納品されないと認識していたためである。

(2) 意見及び改善策

ア) 緊急を理由とした1者での随意契約の必要性について

起案には、「緊急」に類する表現があるものの、「緊急」を理由に購入したものではない。

1者での随意契約理由として、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」、財務規則第79条第1項第2号「市場価格が一定であり、入札等をする必要がない物品を購入するとき」としているが、著しく有利な価格とはいがたく、また市場価格も一定の物品ではなく、この要件には該当しないため1者随意契約はできないと判断される。

その場合、原則2者以上から見積を徴する必要がある。町内では株式会社エス・ティ・産業しか取り扱いができないと認識していたとしても、町外の業者に確認する等他者での取り扱いがないか確認することが必要であったと考えられる。

ただし、正式な見積ではないものの、メーカーから見積を徴する等、価格が有利であることを確認しようとしたことは評価できる。

見積徴取については、原則2者以上から徴取すること。また、1者からのみ見積を徴するときは、随意契約理由について疑義が生じないよう、理由を明確にすること。

イ) 流入ポンプを3年間保管していることの妥当性について

当該ポンプメーカーによると、保管状況にもよるが、7年～10年程度はポンプの機能としては問題ないと確認した。納品に1か月程度かかるため、故障した場合、ただちに修繕することを考えると、あらかじめポンプを購入し、保管しておくことは妥当性がある。しかし、購入した令和4年度以降、流入ポンプは故障しなかったため、結果的に、3年間保管した状況になった。

今後は、故障はいつ発生するか不明であるため、今までのように未使用で保管し続けるよりも、例えば、定期的なメンテナンス時に、流入ポンプのオーバーホールを実施し、保管していたポンプを流入ポンプとして代用する等、計画を立て、実用的な使用に努めてほしい。

また、流入ポンプの保管状況等を把握するため、在庫管理簿の整備をすることが望ましい。

ウ) 3台の非常用エンジンポンプの修理の必要性について

現場調査の際、非常用エンジンポンプは3基とも故障していた。停電等の非常時には、例えば、可搬型の発電機のリース等で対応するよりも、すでに設置されている非常用エンジンポンプを活用するほうが速やかに対処でき合理的な方法と考える。

非常用エンジンポンプについては、今年度実施する機能診断の結果により、修繕等を検討するとのことであるが、早急な対応に努めてほしい。

3まとめ

上下水道課、産業課、住民生活課等では、緊急で、工事や修繕等が必要となる事態が数多く発生する。この事態に柔軟に対応するため、令和7年9月から、「緊急工事請負契約書」の暫定的な運用を開始している。また、「築上町財務規則等内検討委員会」にて、財務規則等の見直しについて検討しており、工事等の現場対応と事務処理について様々な事案に対応できるよう修正することを要望します。

さらに、近年では技術系部署の人手不足も顕著になり、とくに人口規模の小さい町村では、業務量の増加や人材育成が課題と言われており、技術系職員の採用、育成についても早急な対応が必要と考えます。

監査請求詳細説明

4. 築城浄化センターの自家発電機が、毎年オイル交換をしている現状について

特定業者との随意契約に関する調査特別委員会での調査状況

令和4年12月12日起案、令和6年2月14日起案、令和7年3月4日起案

築城浄化センターは、自家発電機のオイル、オイルエレメント、燃料エレメント、凍結剤を毎年交換している。他の施設については、オイル交換等は、何年も行っていない。毎月の九州電気管理技術者協会の検査ではオイルの状況は良となっている。

監査依頼重点項目

1. 自家発電機のオイル、オイルエレメント、燃料エレメント、凍結剤を毎年交換は、必要性は。
2. 金額の妥当性は。
3. エンジンオイルの使用量は、約130程度だと思われますが、約3年分の在庫として築城浄化センターに保管されていたが、それ以前のオイルがない状況と考えられる。

参考資料

3年分の自家発電機オイル交換（築城浄化センター）に関する書類

監査請求詳細説明

5. 椎田北部浄化センターで購入後3年以上放置されている流入ポンプについて

特定業者との随意契約に関する調査特別委員会での調査状況

令和4年9月14日起案、椎田北部浄化センター流入ポンプ購入は、緊急で1者見積りの随意契約をしている。購入後約3年使用してなく、保管状態にある。

契約金額が410,850円で通常は2者以上の見積もりが必要になる。緊急時に早急な対応をするためと理由にあるが、その流入ポンプが故障して場合、緊急で3台の非常用エンジンポンプが設置されていた。

監査依頼重点項目

1. 緊急を理由に1者随意契約の必要性はあったのか。
2. 3年間保管されている状況の妥当性は。
3. もし、3台のエンジンポンプが稼働しないようであれば、そちらを修理しなければいけないのでないのではないか。

参考資料

- 令和4年9月14日起案、椎田北部浄化センター流入ポンプ購入について書類一式
- 椎田北部浄化センター流入ポンプ写真
- 椎田北部浄化センター非常用エンジンポンプ写真

令和 7 年度 地方自治法第 98 条第 2 項
の請求に基づく監査に係る結果報告書
(都市政策課)

築上町監査委員

令和 7 年 12 月

目 次

第1 監査の実施概要

1	監査の種類	1
2	監査の基準	1
3	監査の対象及び対象期間	1
(1)	監査の対象（当該請求で請求された監査項目）	1
(2)	監査の対象（当該請求で請求された監査項目以外のもの）	2
(3)	監査の対象期間	3
4	監査の着眼点	3
5	監査の実施要領	3
(1)	実施期間	3
(2)	事情聴取の期間及び場所	3
(3)	提出を求めた資料	3

第2 監査の結果及び意見

1	事情聴取等から明らかになった事項について	4
(1)	分割発注の可能性について	4
(2)	起票日が近い支払伝票について	4
(3)	特定業者への偏りについて	4
2	意見及び改善策	5
(1)	分割発注の可能性について	5
(2)	改善策について	5

第1 監査の実施概要

1 監査の種類

令和7年6月18日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の規定により、築上町議会に、「特定業者との随意契約に関する調査特別委員会」（以下、「百条委員会」）が設置された。議会での議決後、令和7年10月3日付で、築上町議会議長より、地方自治法第98条第2項に基づく請求（以下、「当該請求」）を受理し、監査したものである。

また、監査の種類としては、地方自治法第199条第2項による行政監査である。

2 監査の基準

この監査は、築上町監査委員監査基準（令和2年3月18日監査委員告示第1号）に準拠している。

3 監査の対象及び対象期間

議会からの監査請求では、4課が対象であったが、この報告書は下記の課のみを対象とする。

（1）監査の対象（当該請求で請求された監査項目）

- ア) 所管課：都市政策課 住宅管理係
- イ) 業者：株式会社エス・ティ・産業
- ウ) 内容：都市政策課の分割発注について
 - ・畳の撤去とフローリング工事
 - ・清掃作業の号数違い
 - ・ベランダ清掃の部屋違い

No.	起票日	内容	場所	金額
1	R4/10/17	フロア張替	一丁畠団地A-対象号	99,000円
2	R4/10/27	畳撤去		52,800円
3	R5/2/17	フロア張替	一丁畠団地C-対象号	99,000円
4	R5/2/21	畳撤去		52,800円
5	R5/9/19	消毒液散布	一丁畠団地D-対象号	66,000円
6	R5/9/22	床修繕		99,000円
7	R6/11/11	便所外部臭気換気扇修繕	安武中尾団地58-対象号	34,650円
8	R6/11/12	和室フローリング貼り		99,000円
9	R6/11/26	垂木修繕		72,600円
10	R6/12/5	畳撤去及び処分等		55,000円

11	R6/12/11	台所フローリング貼り		99,000 円
----	----------	------------	--	----------

※No. 8 と No. 11 の「貼り」は、「張り」が正しい。

- ・ No. 1 と No. 2
- ・ No. 3 と No. 4
- ・ No. 5 と No. 6
- ・ No. 7 から No. 11 の 5 つ

以上の 4 件において、分割発注が疑われるとの内容である。

なお、「分割発注」については、後述する。

(2) 監査の対象（当該請求で請求された監査項目以外のもの）

ア) 所管課：都市政策課 住宅管理係

イ) 業者：全業者

ウ) 内容：令和 4、5、6 年度の以下の科目

節		細 節	細々 節	説明
10	需用費	06	001	施設修繕費
11	役務費	04	001	手数料
		04	003	ごみ処理等手数料
		04	007	検査点検手数料
		04	014	水質検査手数料
12	委託料	01	009	草刈業務委託料
		01	010	植木剪定業務委託料
		02	002	消防設備保守点検委託料
		02	003	浄化槽維持管理委託料
		02	004	高架水槽及び受水槽保守点検委託料
		02	009	エレベータ保守点検委託料
		03	007	測量・実施設計・施工監理委託料（建物）
		07	092	報告書作成業務委託料
14	工事請負費	01	024	解体撤去工事
		01	053	公営住宅施設等建設改修工事（建物）
		02	015	公営住宅維持補修工事費
17	備品購入費	02	005	機械器具費
18	負担金、補助 及び交付金	01	001	各種研修会負担金
		01	176	空調機器機能復旧工事負担金

(3) 監査の対象期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで（令和4、5、6年度）

4 監査の着眼点

起案からの契約手続、検査等まで、合規性の面から適切に実施されているか。

5 監査の実施要領

(1) 実施期間

令和7年10月3日(金)から 令和7年11月28日(金)まで

(2) 事情聴取の期間及び場所

事情聴取の期間及び場所は、下表のとおりである。

事情聴取 場所：築上町監査委員事務局			
10月29日(水)	9時30分から	事情聴取	職員2名

(3) 提出を求めた資料

今回、提出を求めた資料は、下表のとおりである。

・資料内容一覧表

提出された書類
1) 支払関係(歳出整理簿、支出伝票(写))
2) 確認写真(R4.4月～11月 修繕写真) 確認写真(R4.12月～3月 修繕写真) 確認写真(R5 修繕等写真 その1) 確認写真(R5 修繕等写真 その2) 確認写真(令和6年度 一般契約関係 ○維持補修工事・修繕 ○物品購入)
3) 見積書(令和4年度 財務負担行為 負担行為決議書等)(写) 見積書(令和5年度 財務負担行為 負担行為決議書等)(写) 見積書(一般契約関係 ○維持補修工事・修繕 ○物品購入)(写)

- ・資料は、原本を提出
- ・提出資料の一覧表の添付及びデータ提出
- ・提出資料に支出が伴うものは、歳出整理簿を提出

第2 監査の結果及び意見

1 事情聴取等から明らかになった事項について

(1) 分割発注の可能性について

地方自治法施行令（昭和22年5月3日号外政令第16号）167条の2及び築上町財務規則（平成18年1月10日規則第38号）（以下、「財務規則」）第79条にて、随意契約と見積書の徵取等について規定している。

例えば、物品購入または修繕について、財務規則第79条第1項第3号で、1件の金額が10万円未満の場合、1者からの見積で足りるとしている。1件の金額が10万円以上の場合、基本的に、2者以上からの見積が必要となり、書面による契約、仕様書の作成、複数業者からの見積等の事務処理が煩雑になる。

意図的に、1件の業務を、複数の支払に分割して発注すること、これを「分割発注」という。

都市政策課 住宅管理係は、当時、同一業者に修繕等の業務を依頼した場合、予算科目や場所が異なれば、請求書を分けて支払いをしてよいと認識しており、分割発注の可能性があるとは考えていなかった。百条委員会や監査の事情聴取のなかで、分割発注に該当するのではないかとの指摘を受け、初めて認識した。

(2) 起票日が近い支払伝票について

町営住宅は建築後40年以上経過しているものも多く、入居者からの相談で、急遽、修繕の必要性が生じることが度々ある。さらに、その修繕が終わった後に、別の部分の修繕を依頼されるケースも多々ある。

結果的に、1ヶ月程度で複数回支払いをするもあり、起票日の近さのみで分割発注であると断定することはできず、断定するには、その時の状況を確認する必要がある。

(3) 特定業者への偏りについて

都市政策課 住宅管理係では、電気、水道、ガス、各種保守、工事、大工等の分野ごとに、「町営住宅管理に係る業者・関係機関一覧表」を作成し、業種ごとに複数の業者を確保し、修繕の相談、依頼をする等、業者の偏りがないよう配慮していた。このことは、令和4、5、6年度の歳出整理簿の支出状況からも明らかであり、特定の業者への発注が多いという事実は認められなかった。

2 意見及び改善策

(1) 分割発注の可能性について

1 頁 3 (1) の対象において、畳を撤去しフローリングに張り替える業務は、一連の業務ととらえることができ、支払いを分けていたことは分割発注であると思われる。

さらに、対象を、令和4、5、6年度の都市政策課 住宅管理係の支払い全てに広げて調査したところ、株式会社エス・ティ・産業だけでなく、他の業者においても同様に、分割発注と思われる支払事務が確認された。同室の修繕だとしても、詳しく調査をしなければ分割発注と断言できない案件もあるが、一連の業務であったと思われる案件もあり、不適切な事務処理があったと思われる。

(2) 改善策について

ア) 財務規則の見直しについて

正しい事務処理としては、「畳撤去(手数料)、フローリング張り(施設修繕)、畳処分(ごみ処理等手数料)」をまとめて、委託料もしくは修繕工事として発注することになる。10万円以上の業務委託または工事となれば、10万円未満の事務と比べて、書面による契約等の膨大な時間・手間を要する。

10万円未満要件を謳う財務規則第79条第1項第3号であるが、合併した平成18年1月10日以降、約20年近く改正されていない。昨今の物価高騰を考えると、上限価格の引き上げの検討も視野に入ると考える。

また、契約事務について、職員向けの研修を充実することも肝要である。

イ) 「小規模修繕業者一覧表」の運用について

今回、都市政策課住宅管理係が「町営住宅管理に係る業者・関係機関一覧表」を作成、使用していたことは、業者への発注の偏りを防ぐ有効な対策であった。

概ね50万円未満の小規模修繕は、特に発注数が多い。そこで、全府的に、「小規模修繕業者一覧表」の導入を検討いただきたい。また、このリストに入るには、指名競争入札より緩和された規制が適当であると考える。

ウ) 「緊急工事請負契約書」の運用について

緊急で、工事や修繕等が必要となる事態も多く、これに対応するため、令和7年9月から、「緊急工事請負契約書」の暫定的な運用を開始している。

作業現場を担当する課の事務負担軽減と合規性の両方に寄与するものになるよう希望するものである。

監査請求詳細説明

6. 都市政策課の分割発注について

(畳の撤去とフローリング工事)

(清掃作業の号数違い)

(ベランダ清掃の部屋違い)

特定業者との随意契約に関する調査特別委員会での調査状況

令和4年10月17日起案、フロア張替 99,000円（1丁畠団地A-104号）で工事し、令和4年10月27日起案で、畳の撤去 52,800円（1丁畠団地A-104号）を両方ともに、株式会社エス・ティ・産業が契約をしている。10万円未満にするための分割発注の疑いがあると思われる。同じような事務処理が令和5年2月に2件（1丁畠団地C-403号）（1丁畠団地C-103号）している。

令和5年9月19日消毒剤散布、令和5年9月22日床修繕（1丁畠団地D-401号）を同じ部屋で両方ともに、株式会社エス・ティ・産業が契約をしている。

令和6年11月11日、11月12日、11月28日、12月5日、12月11日起案（安武中尾団地58-12号）で、同じ部屋の工事をしている。

部屋の片づけやベランダ清掃の部屋違いで作業日時の近いものなどがあった。

監査依頼重点項目

1. 分割発注の可能性があると思われる。

参考資料

令和4、5、6年度 都市政策課 株式会社エス・ティ・産業支払い一覧表

令和4年10月17日起案書、フロア張替 99,000円（1丁畠団地A-104号）

令和4年10月27日起案書、畳の撤去 52,800円（1丁畠団地A-104号）

事務連絡
令和7年5月1日

各位

企画財政課長 椎野 満博
(管財係)

随意契約に係る事務手続について

随意契約に係る事務手続については、日頃より、地方自治法、築上町財務規則等に則り執行されていることと思いますが、発注に際して、より一層の透明性・公平性・競争性を保持し、経済性の確保を図る観点から、事務手続等に留意の上、執行するように心掛けて下さい。

記

【資料】

資料①：随意契約について

資料②：契約選択方法のフローチャート

資料③：随意契約に係る事務手順

資料④：様式

- (A) 随意契約に付する理由書
- (B) 見積依頼通知
- (C) 見積結果報告及び見積決定伺
- (D) 見積書提出結果及び契約手続(見積決定業者用)
- (E) 見積書提出結果(最低見積業者以外用)

資料⑤：地方自治法〔抜粋〕

資料⑥：地方自治法施行令〔抜粋〕

資料⑦：地方自治法施行令〔要約〕

資料⑧：築上町財務規則〔抜粋〕

資料⑨：築上町事務決裁規程別表第4〔抜粋〕

資料⑩：印紙税額〔抜粋〕

資料①

随意契約について

1. 随意契約とは

地方公共団体が契約する、売買、賃貸、請負その他の契約(公共調達)は、「一般競争入札」、「指名競争入札」などの競争入札が原則であり、「随意契約」はこの競争入札の方法によらず、地方公共団体が任意に特定の相手方を選択し契約を締結する例外的な方法です。

随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令(以下「政令」という。)167条の2第1項第1号から9号までに規定されており、競争入札の方法によらないで地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して契約を締結することができます。しかし、その運用を誤ると、適正な価格により行われるべき契約自体が、不適正な価格(価格の高止まり)や、特定の業者に偏りがちになる等、公正な取引の確保を損なう恐れがあります。

よって、随意契約を行う場合、できる限り競争性の確保を念頭に置いて、契約毎の内容・性質・目的のほか、経済性、合理性、緊急性等を総合的に検証・判断し、適正執行に努めるようにして下さい。

2. 1者隨契について

随意契約においても、2者以上から見積書を徴収し、競争性を確保することが必要です。

しかし、契約の目的又は性質により選定できる相手方が1者に限られたり、又は災害等緊急を要するもので複数の相手方から見積書を徴する暇がないもの等、競争性を確保できない真にやむを得ない理由がある場合は、1者と契約を締結することになります。これが1者随意契約(特命随意契約、単独随意契約等の名称あり。以下「1者隨契」という。)と言われるものであり、その執行には慎重な判断が必要であり、選定過程や理由を住民一般に説明する責任があります。

3. 随意契約の注意事項

随意契約による場合は、下記の事項を十分に検討し、慎重に執り行って下さい。

(1) 根拠法令等の明確化

随意契約による場合は、予定価格等より判断して、政令第167条の2第1項第1号から第9号に該当する号を明らかにすること。1者隨契は、政令の該当が明らかであること及び真にやむを得ない理由がある場合に適用できるものとします。

(2) 有利性の説明

随意契約による場合は、競争の理念に基づき、できる限り多くの者から見積書を徴して、それらの者の価格を比較検討し、原則として最も有利な価格で見積をした者を契約の相手方とすること。価格の有利性よりも優先される事由による場合は、その内容を具体的に説明できるようにして下さい。単に過去の実績や「業務に精通している」、「特殊な業務」等を理由に随意契約とすることは適切ではありません。

(3)少額随意契約の留意点

政令第167条の2第1項第1号は、一定以下の金額については事務の軽減を主旨に随意契約ができる規定(少額随意契約)であるが、本来競争性が生じる案件を合理的な理由もなく、故意に分割し少額随意契約とすることは適切ではありません。

(4)説明責任

1者隨契とする場合は、透明性を高めるため、どのような調査を行なった結果、どのような理由で1者しかないと判断したのか等の過程(理由)を具体的に明らかにし、住民一般に対して説明責任を持つこと。この場合、少なくとも以下の点については確認して下さい。

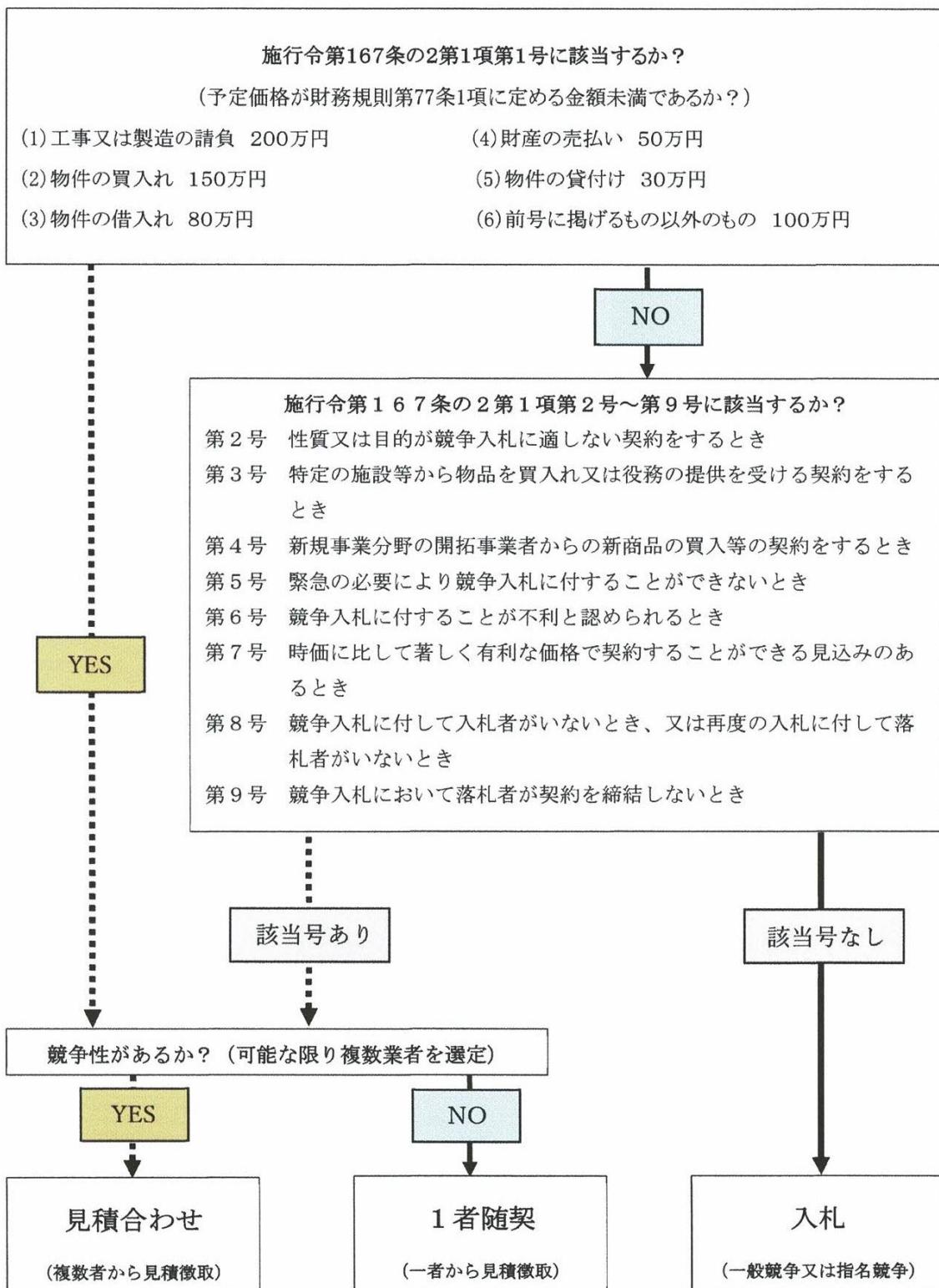
- ・他課・機関で類似業務が想定される場合、契約状況を確認すること。
- ・近隣自治体等で類似業務が想定される場合、契約状況を確認すること。
- ・「特別な技術、機器、設備」を理由とする場合、1者しかないと状況を具体的に説明できるようすること。
- ・契約相手方は、委託する主要な業務を、再委託する実態はないか確認すること。
- ・複数年同一業者と契約している場合、法令や状況変化で競争性が生じていないか確認すること。
- ・内容(仕様)の変更や工夫(業務の分離・分割等)で入札ができる余地はないか確認すること。

4. 繼続事業

複数年継続して同一の業者を契約の相手方とする場合は、社会状況等の変化や新規業者の参入、事業内容の工夫等で、競争性が生じていないかを確認し、単に前年度から漫然と継続するがないよう留意して下さい。

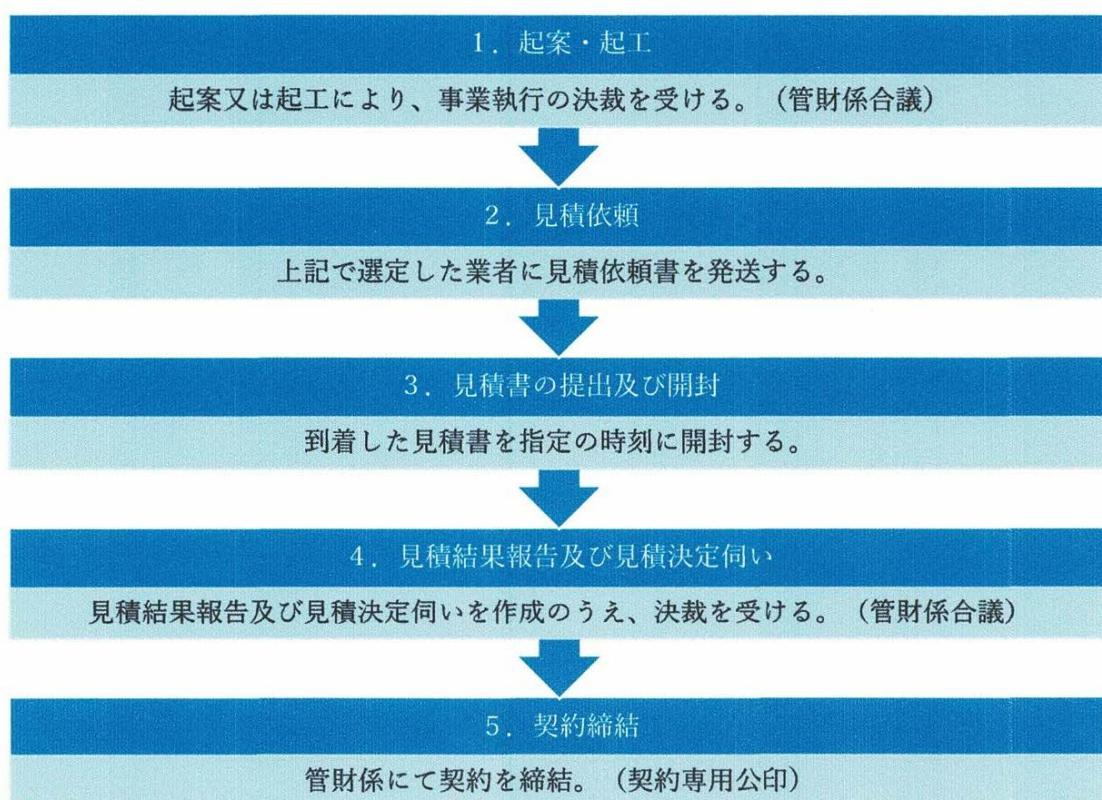
資料②

契約方法選択のフローチャート



資料③

随意契約に係る事務手順



【概要】

1. 起案・起工

(1) 執行伺い

①随意契約により契約を締結しようとするときは、見積書の徵取を省略する場合など簡易なものを除き、まず、当該契約の目的、内容、根拠条項、予定価格、見積を徵する業者等について、起案等により事業執行の決裁を受けること。

②起案等には、次の事項を記載及び書類を添付すること。

〈記載事項〉

- ・起案理由
- ・件名
- ・履行場所
- ・工期（履行期間）
- ・予算措置（支出科目（款）（項）（目）（節）、配当予算及び予算残額）
- ・見積依頼業者

〈添付書類〉

- ・随意契約の理由書
- ・見積依頼通知（案）
- ・設計書・仕様書

- ・図面
- ・その他見積に必要と思われるもの

(2) 見積依頼業者の選定について

- ①随意契約により契約を締結しようとするときは、原則2人以上の者から見積もりを徴すこと。
- ②業者選定は、次の事項を考慮すること。
 - ・発注する工事（業務）に応じた施工経歴（町以外のものを含む。）の有無
 - ・業者の施工能力、手持ち工事及び業務量、経営状態からみた施工見込みの確実性
 - ・指名回数の機会均等及び地域性その他経済性の確保

(3) 予定価格について

- ・予定価格を付す場合は、「随意契約の理由書」に記載（手書き）及び押印のこと。
※事務決裁規程別表第4（11条関係）
- ・予定価格を定めず、予算の範囲内での執行の場合は、「随意契約の理由書」の予定価格欄に斜線を入れること。

2. 見積依頼

- ①見積書を徴しようとするときは、原則として7日以上の見積期間を設けること。（工事については、建設業法により最低見積期間が決まっているので、留意すること。）
- ②見積期間は、見積書を発送する日から起算し、土日祝日を除いて算定するものとする。
(年末年始の休日や盆期間等を跨ぐ場合は、考慮すること。)
- ③見積依頼は、必ず文書（公印省略）にて行うこととする。
- ④到着した見積書は、指定した開封日まで保管をしておくこと。

3. 見積書の提出及び開封

(1) 見積書の提出

- ①見積書の様式は、こちらで指定している場合を除いては、見積依頼業者の任意様式のもので可。
- ②特に指定した場合を除き、消費税及び地方消費税抜きの金額を見積金額として記載すること。
- ③見積書は、封筒に封入及び封印のうえ、郵送又は持参により提出させるものとする。
(メールによる提出は不可とする。)
- ④到着した見積書は、開封日まで保管しておくこと。
- ⑤見積書が指定期日までに到着しないときは、辞退したものとして取り扱うものとする。

(2) 見積書の開封

- ①見積書の開封は、見積依頼書に記載された指定時刻に開封することとし、必ず複数職員にて行うこととし、立会者のうち1名は係長級以上とする。（1者随契の場合は、指定時刻前に開封できるものとする。）

- ②見積業者より開封の立会希望を求められたときは、必ず応じること。
- ③見積結果は、最低見積金額と落札者のみの発表とする。（他の業者の見積金額を全て言わなくてよい。）
- ④見積金額が同額の業者が2者以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定すること。

4. 見積結果報告及び見積決定伺い

(1) 見積結果

- ①見積書を開封し、契約の相手方が決定したときは、「見積結果報告及び見積決定伺い」に下記の書類を添付し決裁を受け、その旨を速やかに見積業者に通知（公印省略）すること。
- ②決裁等で時間を要し、通知を送付する前に相手方から見積結果の問い合わせがあった場合は、落札の有無と最低見積金額のみ伝えること。（落札業者名は伝えない。）

〈添付書類〉

- ・見積業者より提出された見積書及び封筒
- ・見積結果通知書（案）
- ・契約書（案）
- ・当初の見積依頼の起案

〈落札業者への通知〉

- ・見積結果通知書
- ・契約書
- ・契約に係る必要書類

〈落札業者以外〉

- ・見積結果通知書

(2) 契約保証金

- ①契約締結前に、原則、契約金額の10%の金額を契約保証金として納付してもらう必要があるので、契約書送付前に相手方に確認し、管財係まで連絡すること。（納付方法は、現金納付、口座振込、小切手による）
- ②契約保証金を納付する場合は、管財係にて納付書又は請求書を作成するので、契約書と併せて送付すること。
- ③次に該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。
 - ・当該契約金額が財務規則第77条別表第4の範囲内の金額。
 - ・履行保証保険契約を締結している場合。
 - ・当該契約額が300万円未満で直近の2年間で同種同額以上の実績がある場合。

※国又は地方公共団体の実績の場合は、各団体が発行する「履行証明書」が必要。

5. 契約締結

- ①落札業者より契約書の返送があったら、記入・押印漏れ等がないか確認を行うこと。
- ②確認後、次の書類を管財係に提出し、契約を締結する。（契約専用印）
 - ・契約書

- ・起案（見積結果報告及び見積決定伺い・当初見積依頼をした起案）
- ・履行保証保険証券（保険により契約保証金を免除する場合のみ）
- ・履行証明書（実績により契約保証金を免除する場合のみ）
- ・契約保証金を納付したことが分かるもの
現金納付・・・納付書に収納印が付いたもの
口座振込・・・振り込んだことが分かるものの写し